

# 都市の個性を活かす ～歴史・文化・都市～

---

平成29年10月15日

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課  
緑地環境室長 古澤 達也

## 都市の個性　歴史・文化・……

### ～Key W o r d ～

自然 風土 四季 風景 風致 景觀

大都市 オフィスビル群 地方都市

街並み 社寺仏閣 城郭 歴史的資産

伝統 祭り 有形・無形文化財

郷土 故郷 愛着 誇り 生活 美しさ

記憶 時間 繼承 etc.

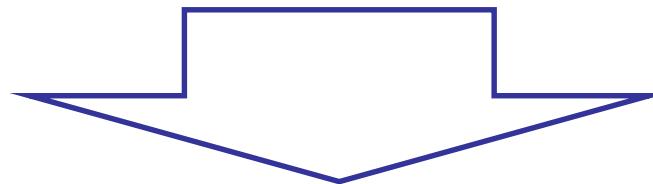
⇒生活する人々・訪れる方々の「認知」

外界認知は人間の生存にとって極めて重要

外界認知は「五感」が担う

そのうち、情報の80%は目から(認知はまず視覚から)

人は、その「都市」がどういうところか、  
多くは視覚により判断＝風景、景観



都市の個性～歴史・文化～は、その場所が主として視  
覚的に認知される事実(=風景)から認識・評価(仮説)

「風景」「景観」とは、対象(群)の全体的な眺め

眺めることを契機に形成される人々の心理的・生理的な現象により、対象物の評価が決まる

⇒都市の個性として認知される

ただし

同じ対象(群)であっても、知識や経験、価値観、文化や歴史の違いで評価は変わる

都市にとって「風景」「景観」はなぜ大切か  
どのような目的意識をもつべきか

すべては、住民にとって住まいやすく、  
愛着や誇りのもてる空間づくりの政策手段  
心地よさ、愛着、誇り、自慢

生まれ育ち生涯を終える場所

物理的な空間づくりを通して  
人と人との関係や、生活システムまで考える

## (2) 風景づくりに役立つしくみ

都市計画法、屋外広告物法、建築基準法

古都保存法、風致地区政令、景観法、

歴史まちづくり法、etc. …

→風景づくりに役立つ政策手段は多数

どう適用するかが思案のしどころ

## (1) 景観法の施行状況

### ■ 景観法に定める5つの理念

良好な景観(形成)は・・・

- ・ 現在・将来における国民共有の資産
- ・ 地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- ・ 地域の個性をのばすよう多様な形成が図られるべき
- ・ 住民、事業者、行政の協働により進めるべき
- ・ 保全だけでなく、新たな創出も含まれる

○景観法 第2条(基本理念)

## (1) 景観法の施行状況

具体的な施策を考えるにあたり、  
どのような目標像に向かって進めばよいのか？

理念はあっても、目標像がなければ、  
施策をどう適用するか わからない

→景観法は、「地域の取り組みを支える制度」  
目標像の規定は、ない。

## (2) 風景づくりの目標像の手掛けかり

目標像の手掛けかり＝「規範風景」

篠原 修（政策研究大学院大学 教授）

→大衆の支持を受け、歴史的な試練に  
耐えて残った風景

日本国の国民の7～8割が「良し」とする風景

## (2) 風景づくりの目標像の手掛けり

同じ文化(価値判断体系)を共有する人々の  
7~8割が「良し」とする風景

→美しいか・美しくないかの評価は人によって異なるが、同じ文化をもった社会であれば、価値判断(評価)の体系が共通しており、一定の傾向を有している

## (2) 風景づくりの目標像の手掛かり

## 「規範風景」の例

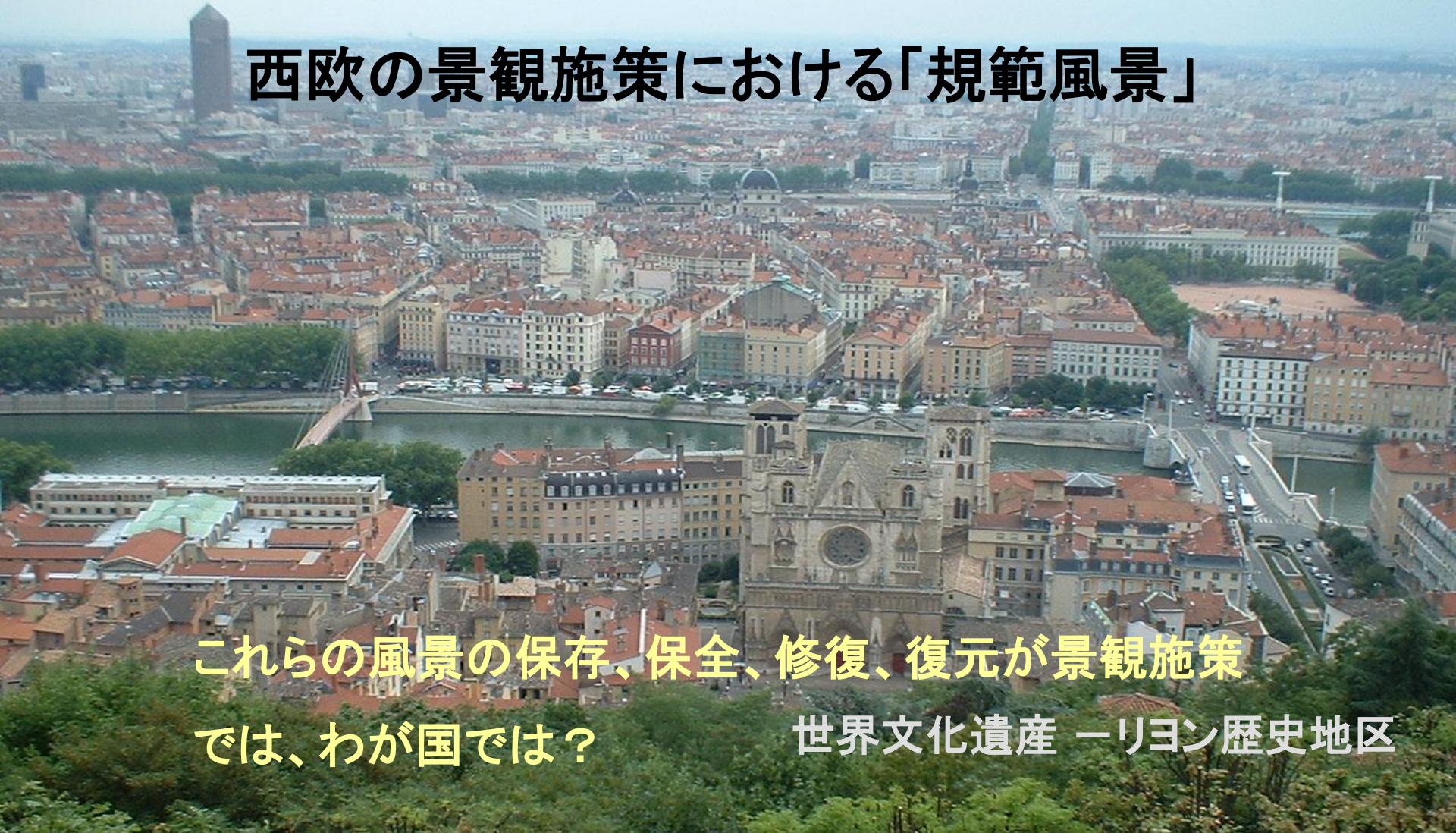
- ・ 自然風景／富士山、日本三景、国立公園、世界遺産（白神山地、知床）など
- ・ 都市風景／「名所江戸百景」の風景、銀座、皇居周辺、表参道、重要伝統的建造物群の街並み など
- ・ 田園風景／中標津の防風林、近江八景、各地の棚田の風景など全国に多数

→多くの国民が「美しい」と感じる風景

# ■ 景観先進諸都市－西欧の景観施策

**都市**:近代工業化以前の中・近世の建造物が実在

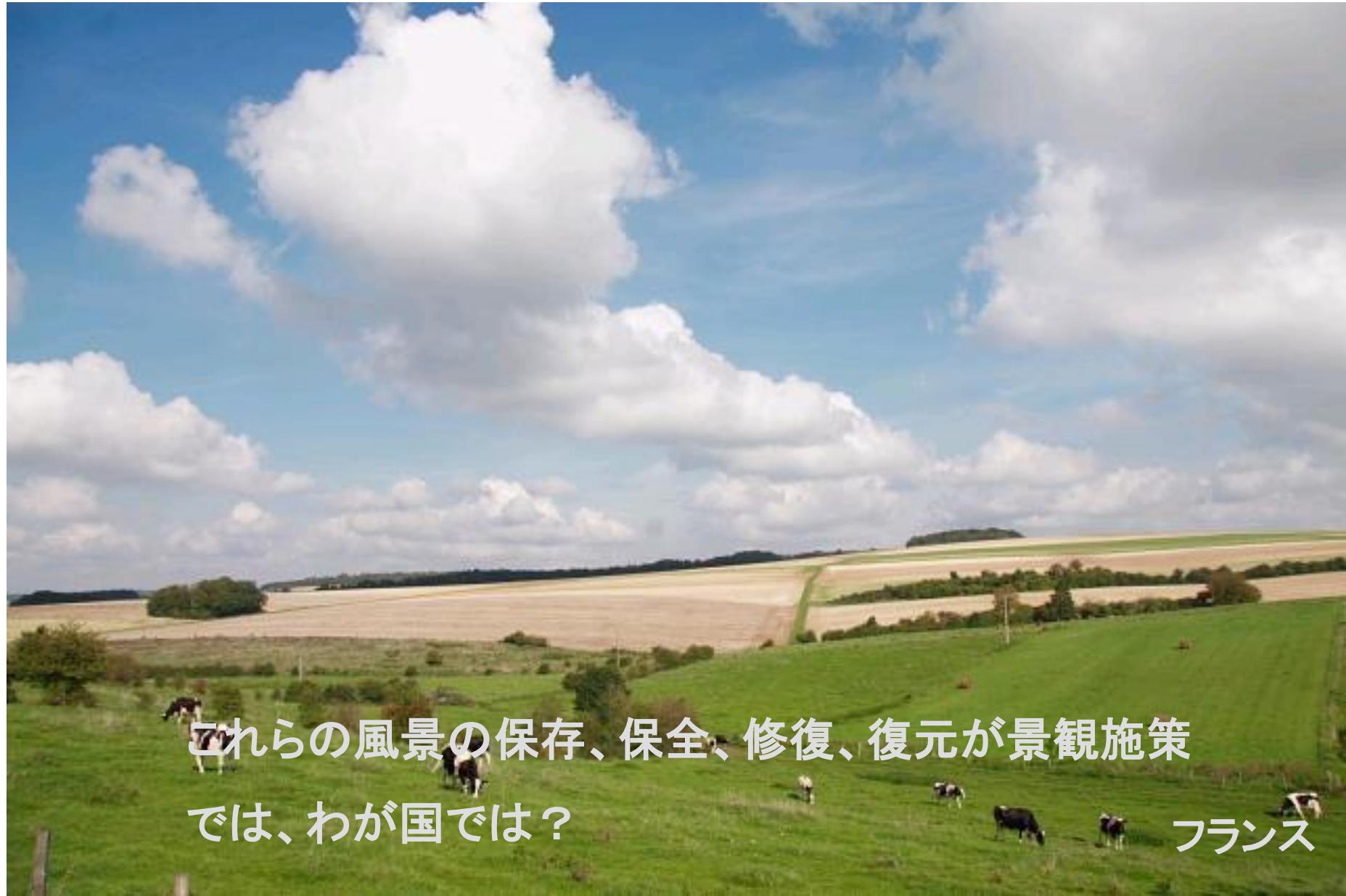
西欧の景観施策における「規範風景」



これらの風景の保存、保全、修復、復元が景観施策  
では、わが国では？

世界文化遺産 一リヨン歴史地区

# 田園:こちらも近代工業化以前の風景が実在



これらの風景の保存、保全、修復、復元が景観施策  
では、わが国では？

フランス

# ■ 日本の田園風景

まだ従前の田園の姿が残る  
課題は、農業経営環境の維持



奈良県明日香村

# 日本の都市(まち)の風景

歴史的な街並みはわかりやすい

では一般的な町並みではどうか？



滋賀県近江八幡市

## ■ 江戸末期の「風景の美しさ」のカタログ — 歌川(安藤)広重の「江戸名所百景」 —



生活空間を通して山、川、水路などが見える風景



## (2) 風景づくりの目標像の手掛かり

### ■ 日本のまちの「規範風景」

西欧流の建造物による街並みではなく、町の外にある山並み、海、河川、湖などの自然と一体となる風景のすばらしさ

+

湾、河川、掘割運河、環濠、水路などの水の存在

→建造物は背景、主役は町外の自然と町中の水

## (3) 実現のための施策と手段

### ■ 景観施策の方向性は？

1. 周囲の自然地形や植生を、できるだけ残す

+

2. 町の外にある山並み、海、河川、湖などの自然と一体となる風景を保全する

**重要な自然物を隠さない、見えるようにする**

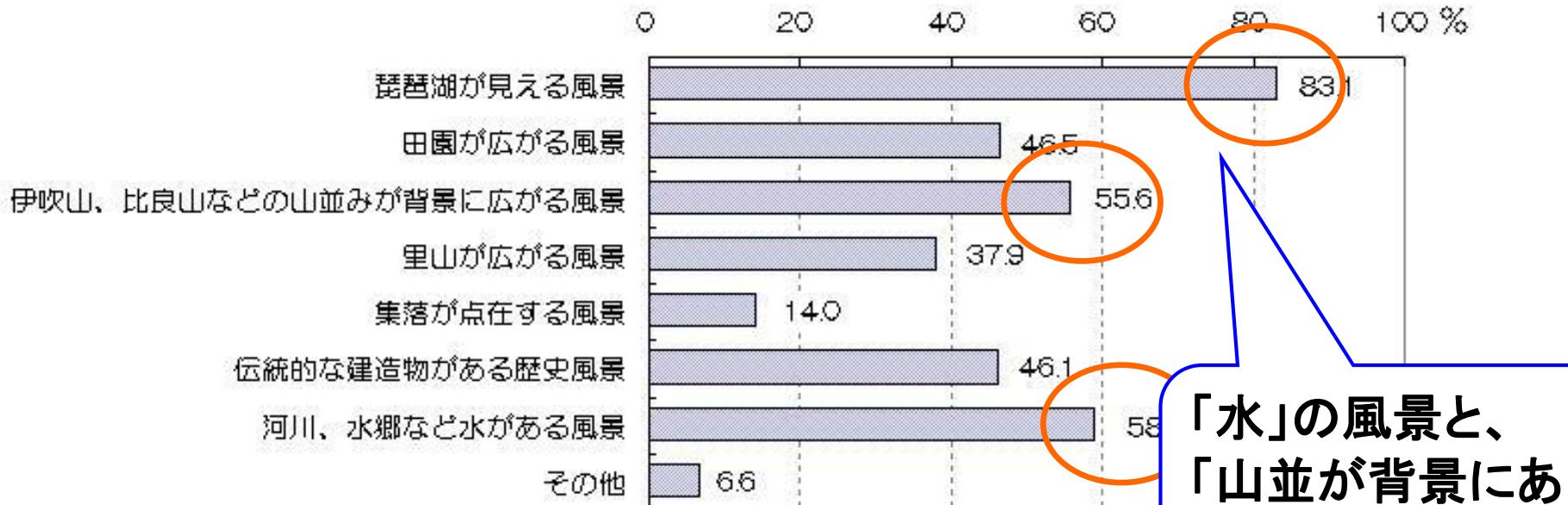
+

3. 湾、河川、掘割運河、環濠、水路などの水の風景を保全する

**水辺を保全・再生する**

## ■ 住民意識：将来に残すべき風景 —滋賀県におけるアンケート例—

「滋賀らしい風景」で将来に残すべき風景は  
どのような風景だと思いますか？（複数回答可）



「水」の風景と、  
「山並が背景にある風景」が上位

注)県政モニターアンケート結果による

(調査時期:平成17年8月 有効回答数:243)

# ■ 眺望景観保全のとりくみ

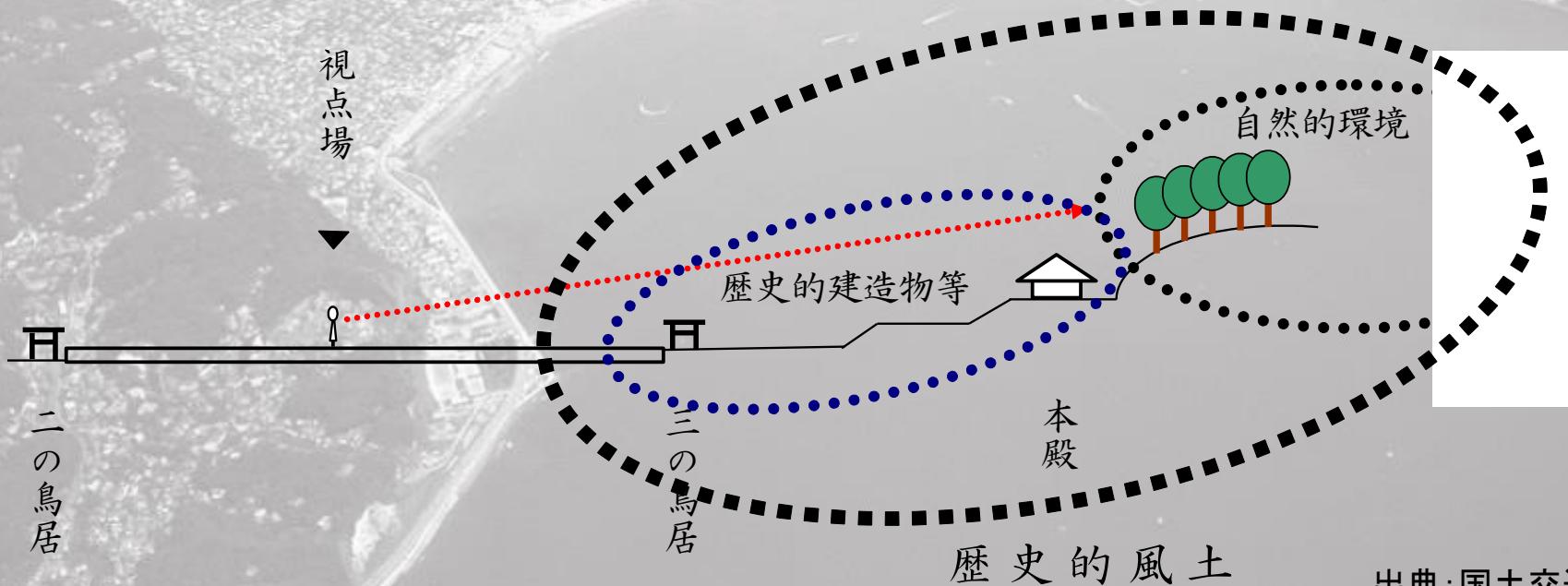
## 自然と一体となる風景を守る先進事例 —古都保存法—

古 都

京都市、奈良市、鎌倉市など10市町村

歴史的風土

歴史的・文化的資産が、周囲の自然と一緒にとなって古都らしい風情を醸し出している様子



出典: 国土交通省



写真提供：鎌倉市役所

# ■ 神奈川県鎌倉市



# 鎌倉幕府が立地

鎌倉大仏

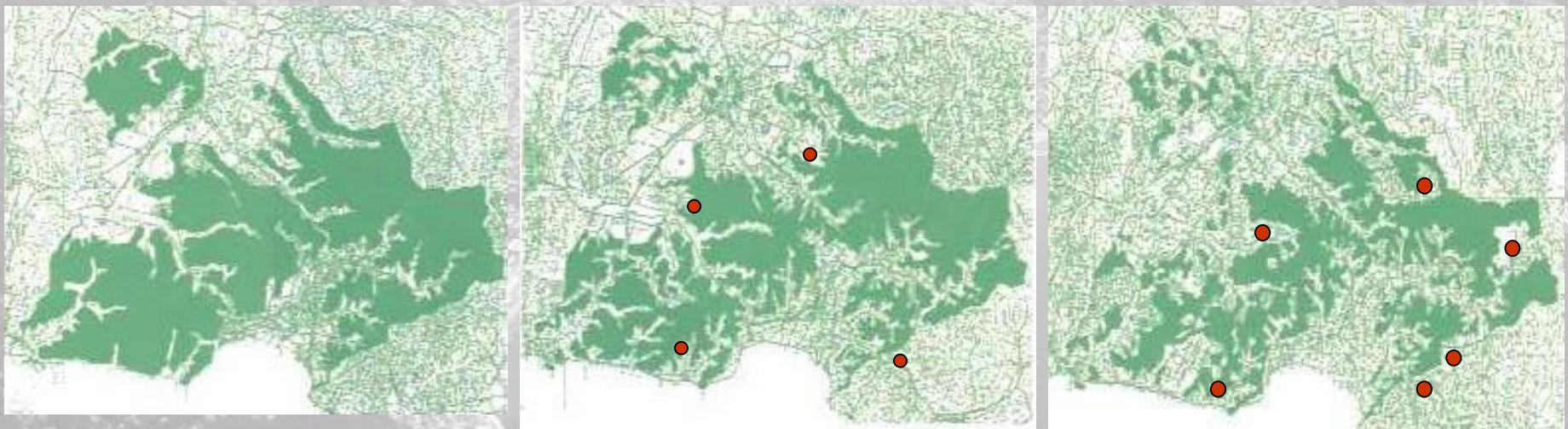


写真提供: 鎌倉市役所

# ■ 鎌倉市における開発変遷図(樹林地の推移)

戦後、鎌倉の人口は急増し、樹林地面積は2／3に減少

昭和30年代後半の宅地開発＝「昭和の鎌倉攻め」



昭和22年

人口 約55,000人  
樹林地面積 約2,400ha  
樹林地率 61%

昭和37年

人口 約107,000人  
樹林地面積 約1,900ha  
樹林地率 48%

昭和48年

人口 約155,000人  
樹林地面積 約1,600ha  
樹林地率 40%

● 大規模開発案件

(出典:鎌倉市緑の基本計画)

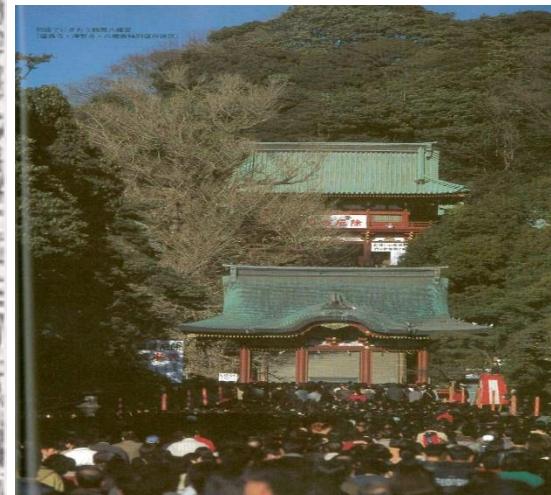
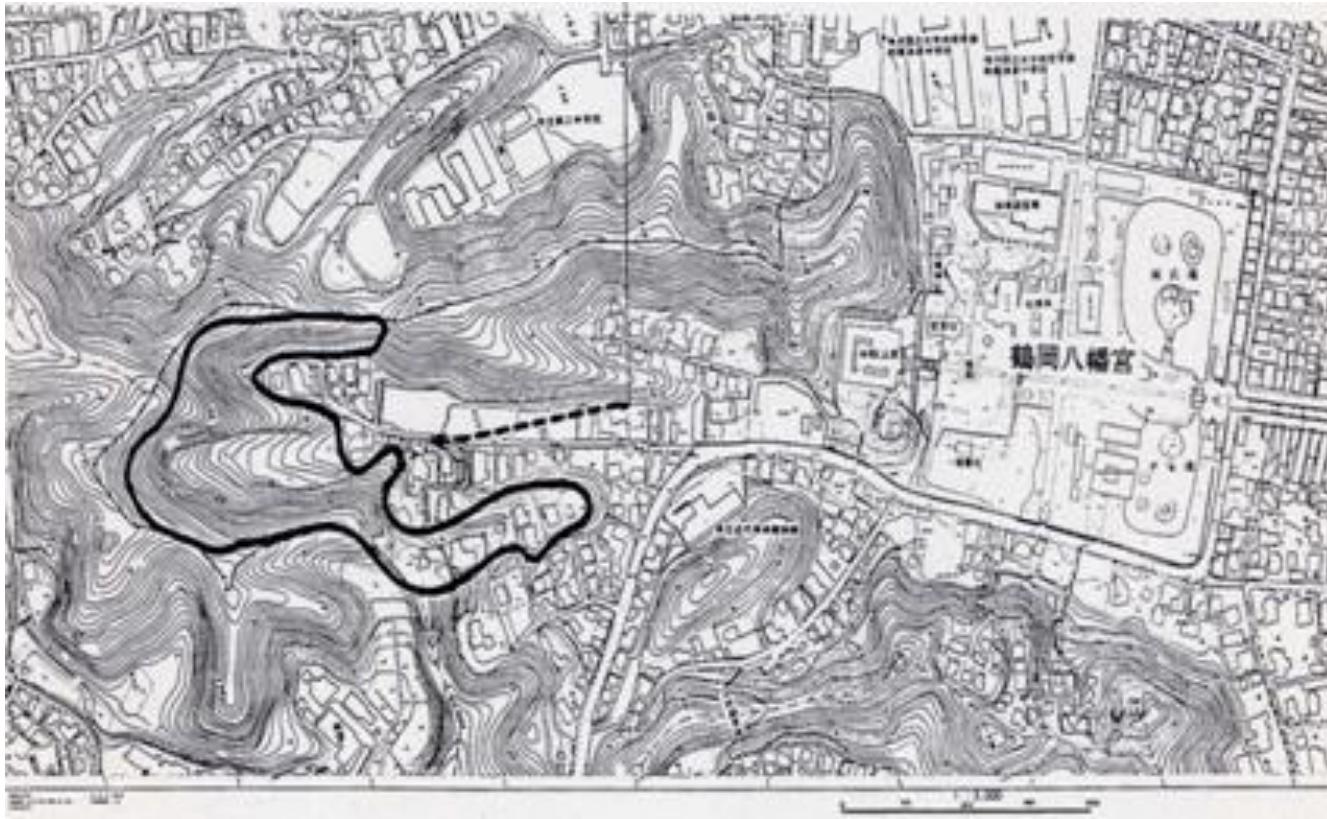
# 鎌倉市民の危機感(昭和40年)



鎌倉市役所作成

## ○御谷(おやつ)開発問題(昭和39年1月)

鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷」)開発に対し、鎌倉市在住の文化人を中心とした幅広い層による開発反対運動



# ○鎌倉市における歴史的風土と保存区域の概念図

12世紀末、源頼朝が幕府を開き政治の中心として繁栄

文化の枢要地としても発展し、数多くの歴史上重要な文化的資産が伝わる

■ 主要な視点場となる道路

■ 主要な視点場となる旧市街地

■ 視点場からの展望

鶴岡八幡宮

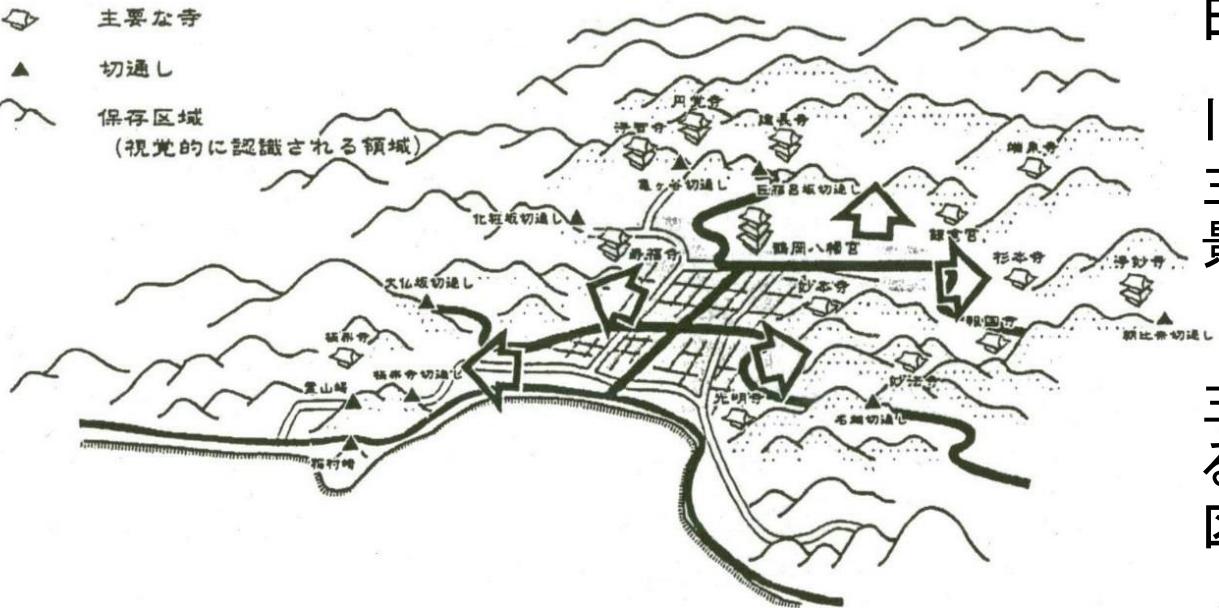
鎌倉五山

■ 主要な寺

切通し

保存区域

(視覚的に認識される領域)

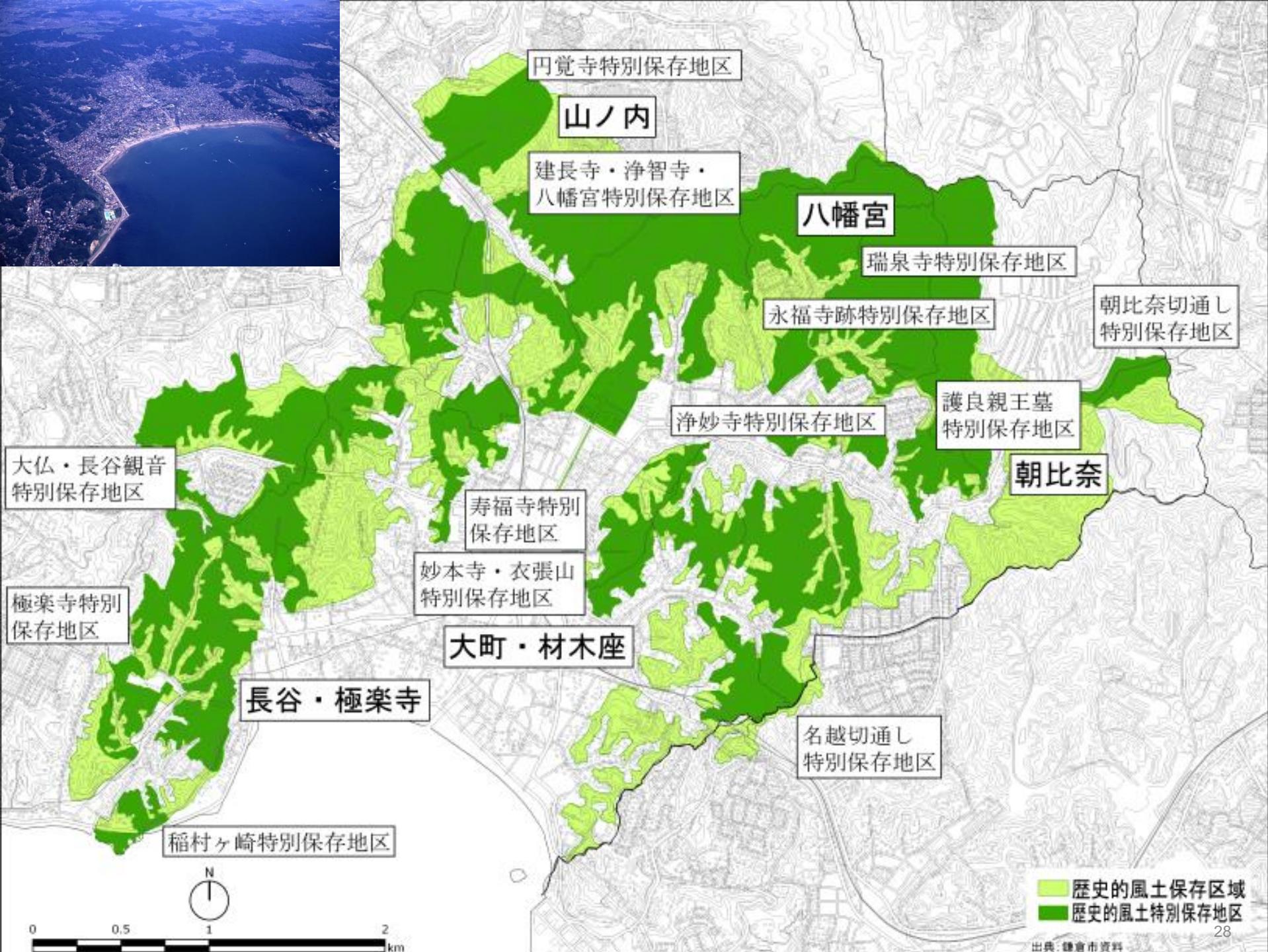


歴史的建造物、遺跡等と一体となった自然的環境

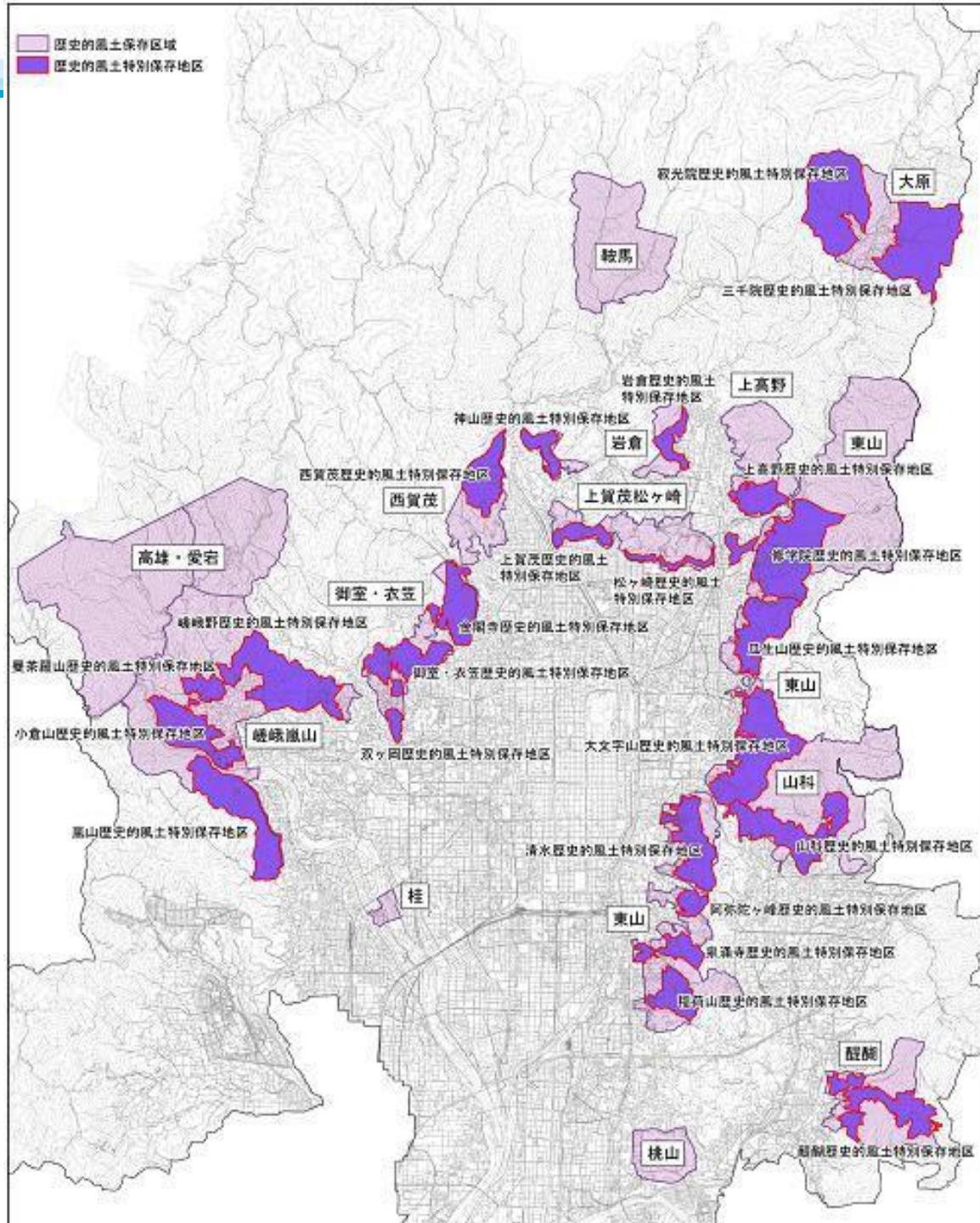
旧市街地・若宮大路などの主要な場所から眺望される景観上の一體性



主として視覚的に認識される区域を歴史的風土保存区域として設定

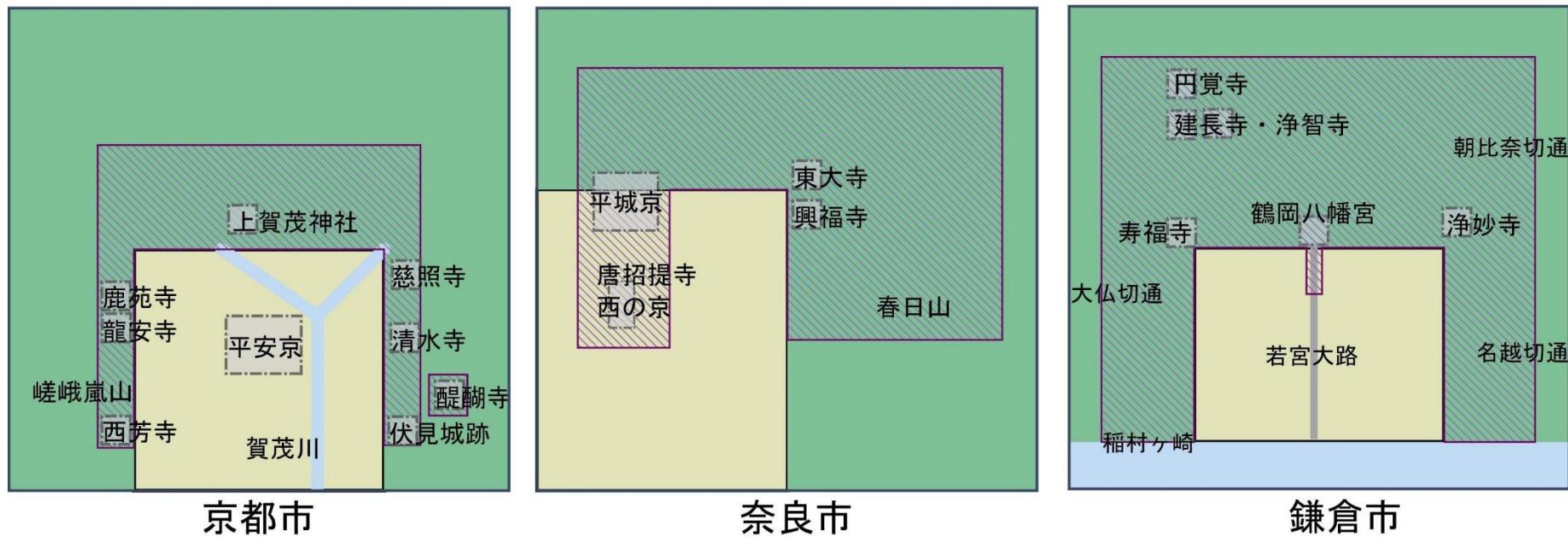


歴史的風土保存区域  
歴史的風土特別保存地区



# ○古都における歴史的風土の概念図

## 古都における歴史的風土の概念図



- [Green Box] 都市を取り囲む緑地
- [Yellow Box] 現在の市街地
- [Blue Box] 河川・海
- [Red Box with diagonal lines] 歴史的風土保存区域
- [Grey Box with dashed border] 社寺・都跡・城跡

## ＜法律制定の反響＞

法案が衆議院で可決されたことを報じる新聞記事

この法条では古都の歴史的風土を守るために、内閣總理大臣および建設大臣が「歴史的風土保存区域」(同特別保存地域)を指定することができるにしており、この指定区域、地域内における建物の新築案や土地造成などは府県知事への届け出あるいは許可(特別保存地域の場合)を得なければ実現できなくなっている。

損失補償や買取りも

40. 18. 26

## 大臣が区域指定

## 新改築や宅地造成を規制

おける歴史的風土の保存に關する特別措置法案》が二千五日の衆院本会議で全会一致で可成、建築などにより京都、奈良、鎌倉市等歴史的な名城を持つ古都の風土が被破壊の危機に陥るのを防ぐことを目的とするものである。(関連記事十五回に記す)

この法案では古都の歴史的風土を守るために、内閣總理大臣および建設大臣が「歴史的風土保護区域」同特別保存地域を指定することができるとしており、この指定区域、地域内における建物の新改築や宅地造成などは府県知事への届け出あるいは許可(特別保存地域の場合)を得なければ実施できないことになっている。

画期的な法案だ

田中伊三次氏(農・京都一団)  
の話「この法律ができると、たんに立法ができたということだけでも彼の大半がは突然に防止されるのではないか。そればい画期的な法律だ。たゞ憲法の第三章憲法のなかのないより連続しなければならない。この法

は木一男氏(社・奈良)の話 内容は決して十分ではないが、各党一致して立法化できたことは、第一歩前進だとと思う。法律が施行されでから必然に感じ改正案を

このため指定区域、地域内の人がなかなか所有権に制限が加えられるわけである。  
同法案は私権制限に対する救済措置として、許可が得られないために要ける損失については府県が補償し、土地所有者が申し出があつた場合には府県が買入れなどの道を開いている。また府県の補償、買入れなどの費用は

がかなりの割合で負担するなと示す。字形に対する配慮をしている。この法案は近く参院も通過し、成立する見通しだが、古都の際、史跡風土を守るために大きな役割を果すことだろう。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

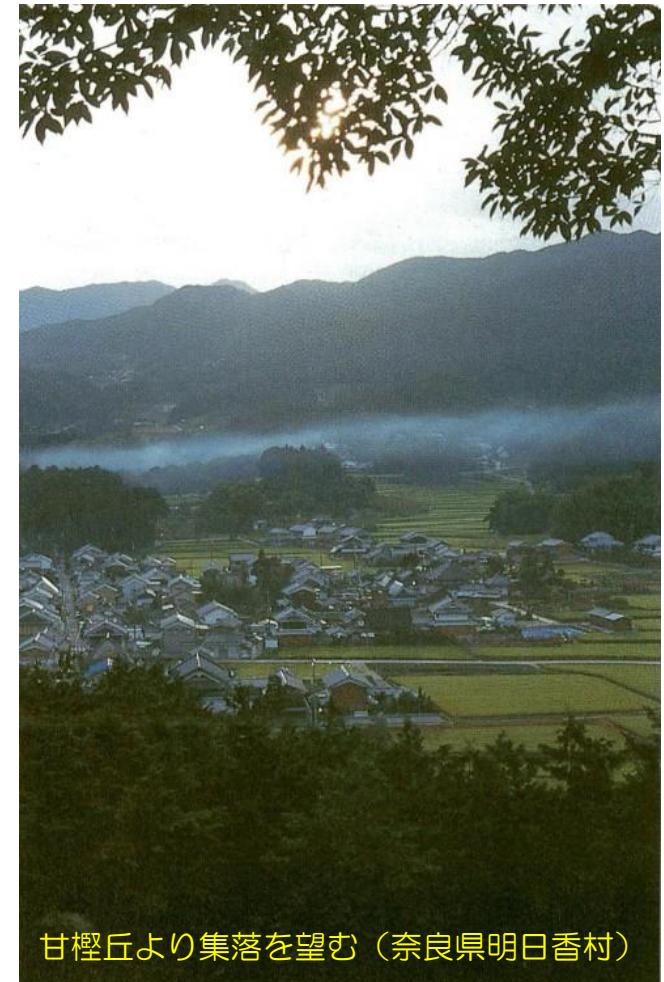
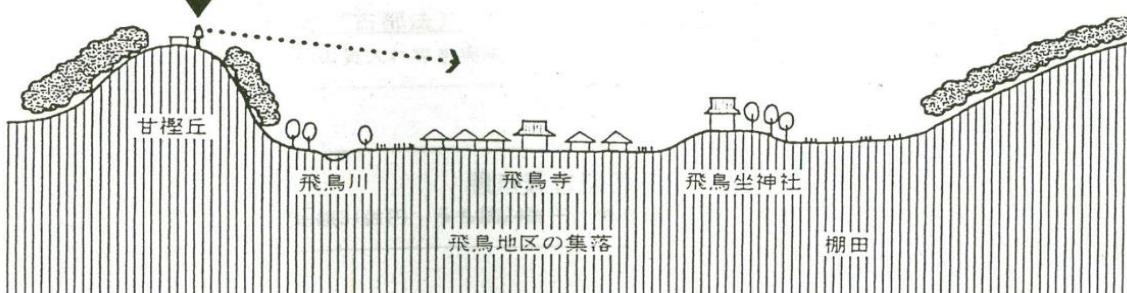
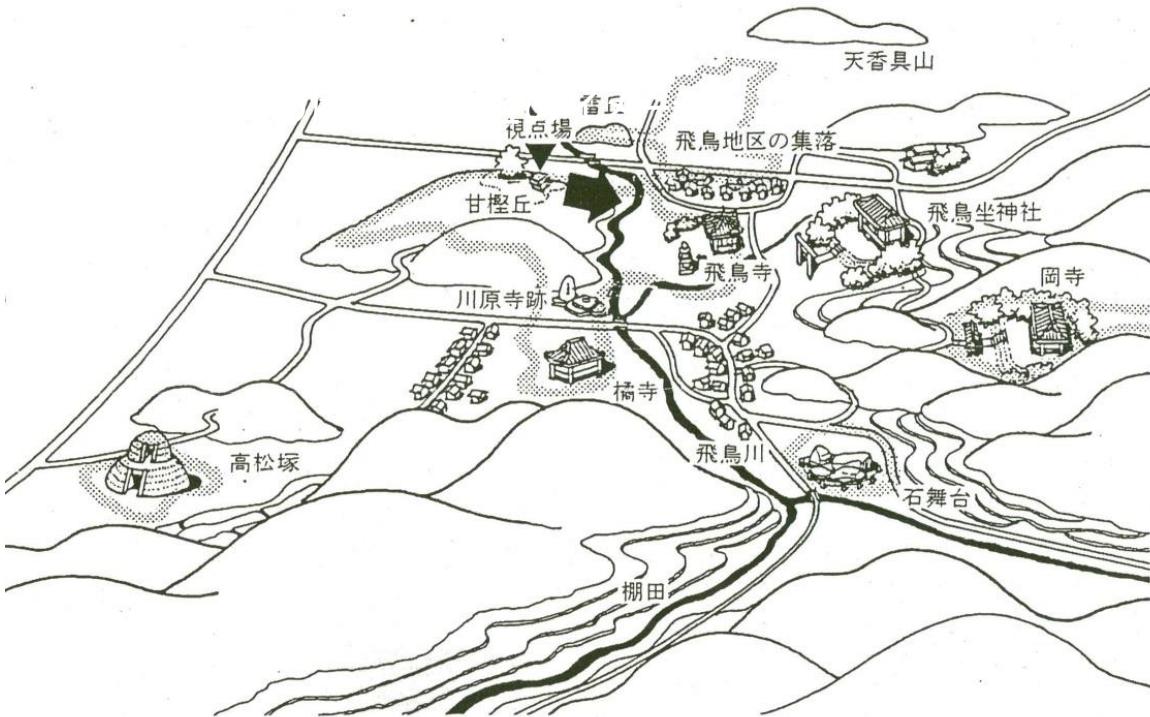
この法案は最近の無秩序な土地造成した京都、奈良、神奈川三府県に

【歴史的風土保存計画】▽総理大臣は保存区域を指定したとき、國務院行政機関の長と協議して、必要な区域を宣報するべき。その國おども、おける行為の規制、その他慶祝的

昭和40年12月26日付け 每日新聞1面

# ○特別な「古都」 奈良県 明日香村

全村にわたって歴史的風土が良好に維持されており、村全域を特別保存地区に相当する地区として現状を維持



甘樺丘より集落を望む（奈良県明日香村）

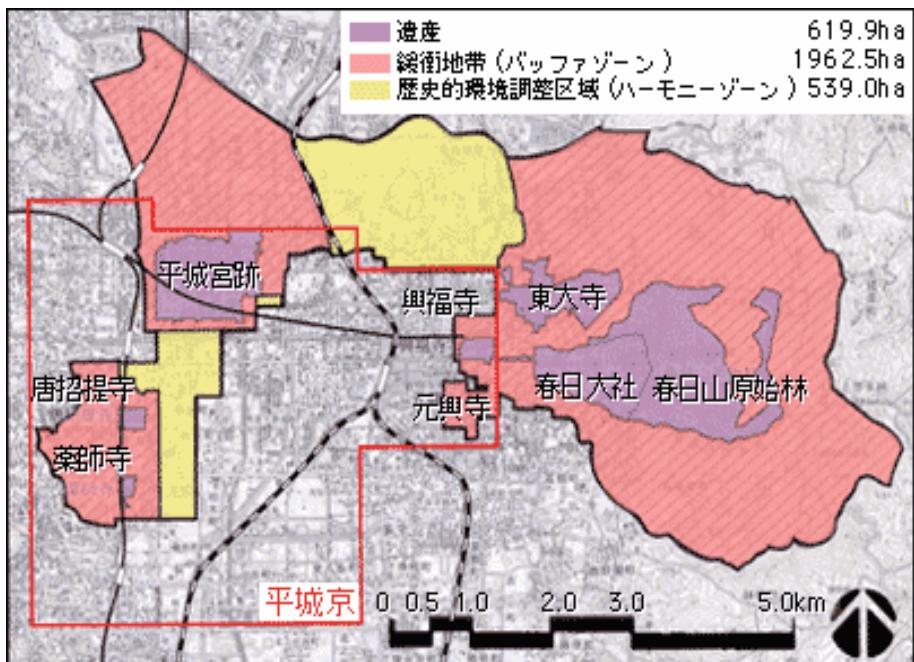
# ○明日香村 歷史的風土特別保存地区



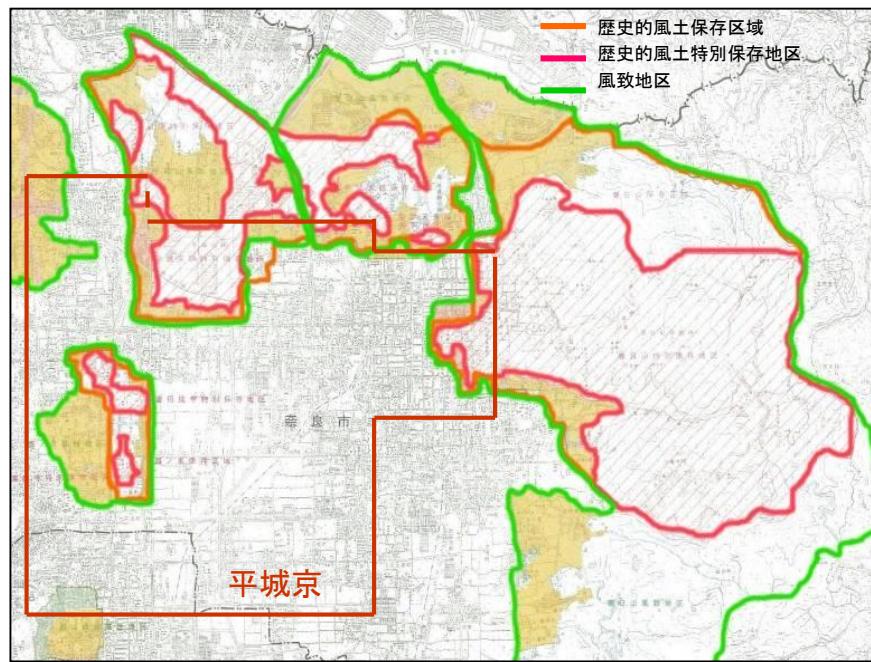
(奈良県明日香村 稲渕)

# ○古都保存法の結実 世界文化遺産

「古都奈良の文化財」のバッファーゾーンは、古都保存法と都市計画法が担保



古都奈良の文化財(世界遺産登録の範囲)  
出典: 奈良市ホームページ



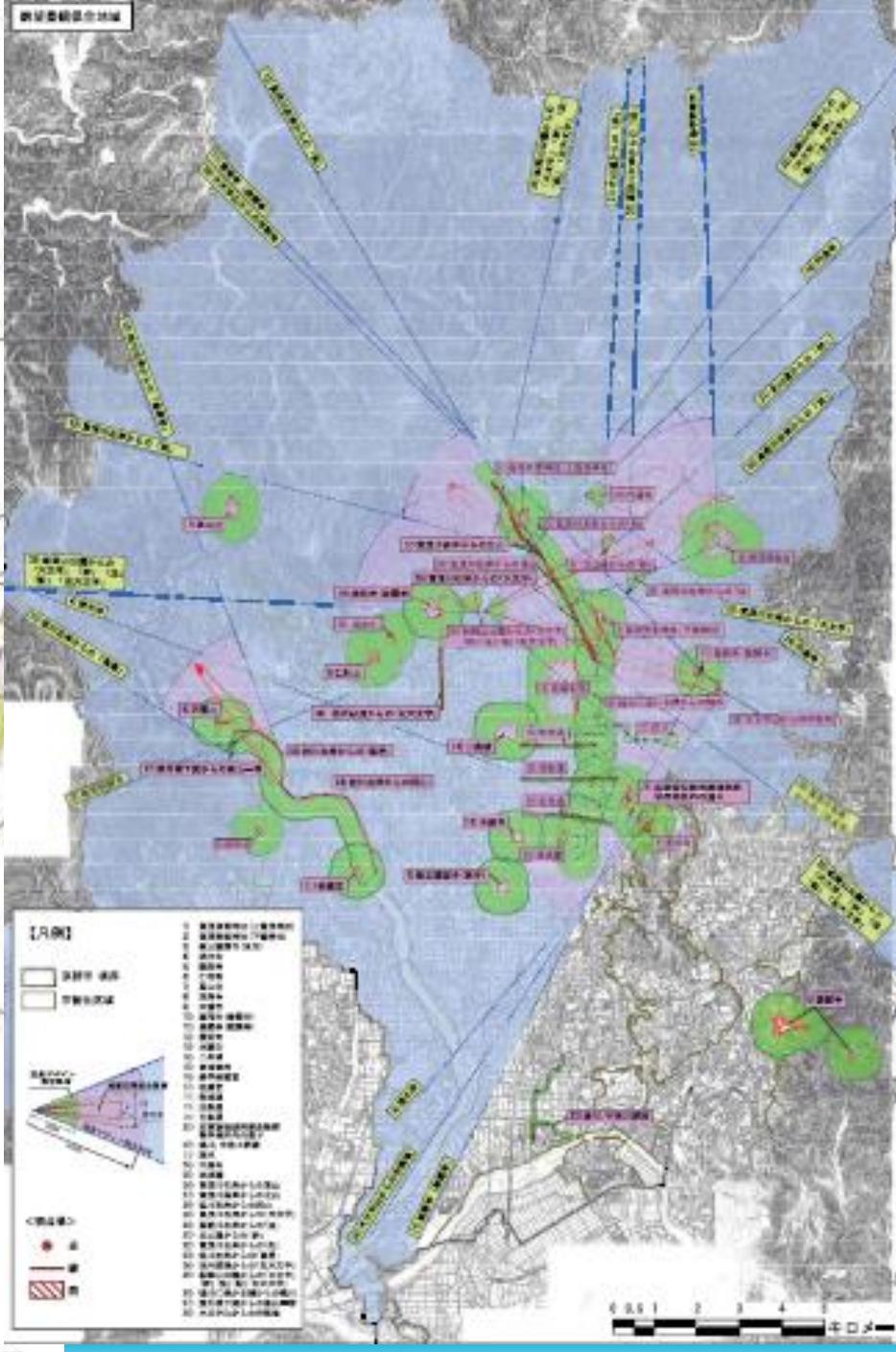
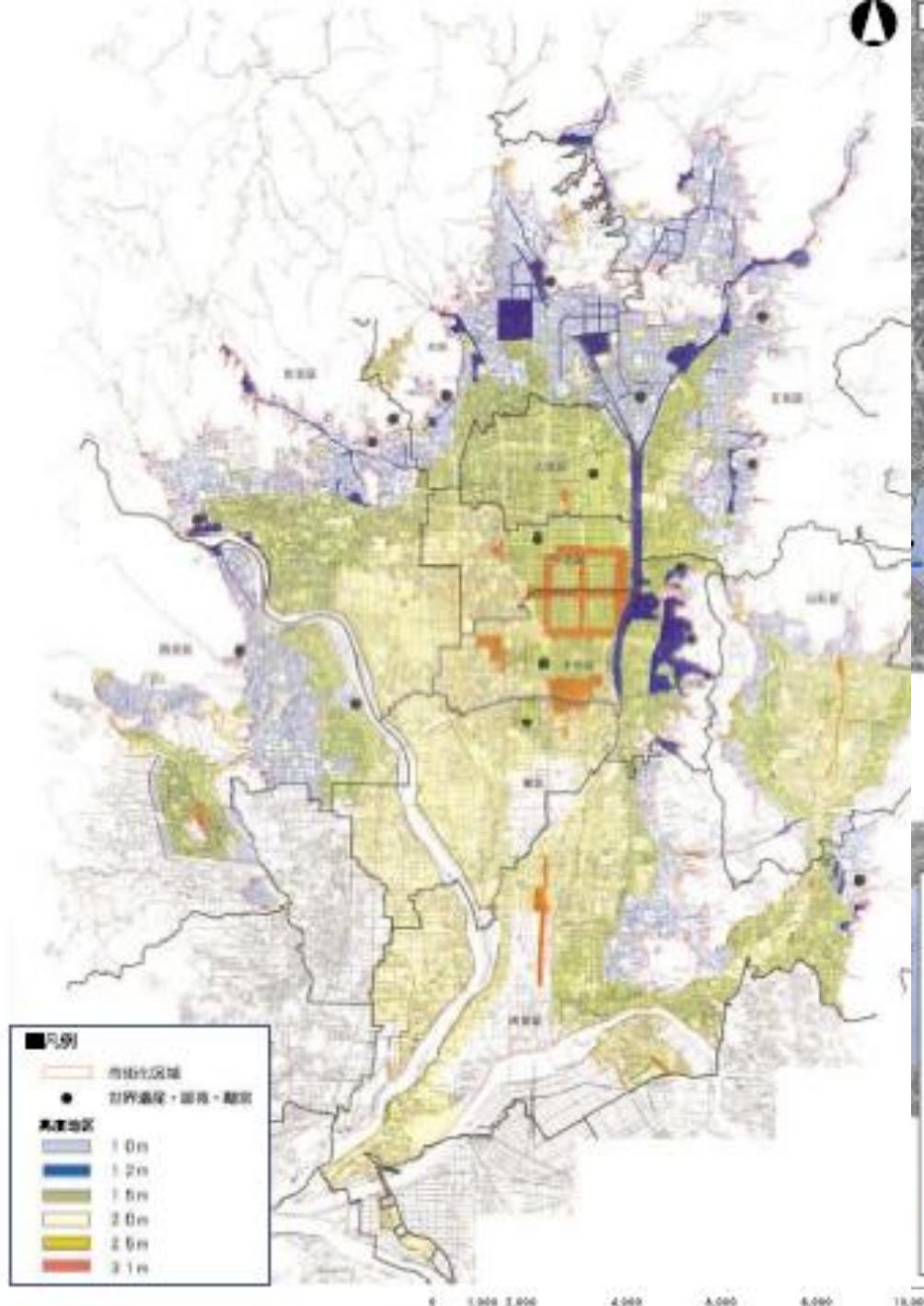
奈良市歴史的風土保存区域・  
歴史的風土特別保存地区・風致地区

## ■ 景勝地の乱開発

バブル時代に旅館跡地がマンションへ

→ 景勝地としての景観を阻害



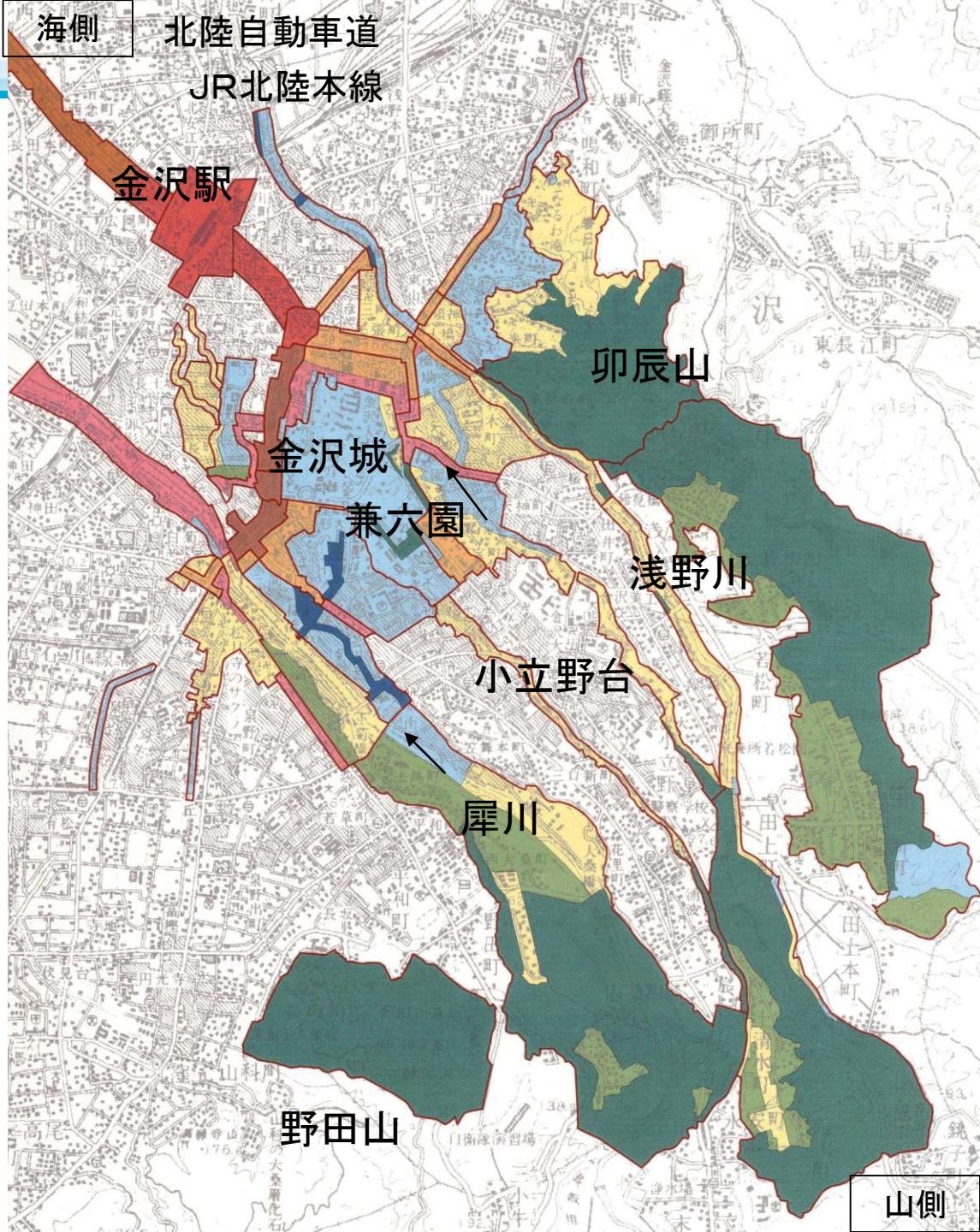


# 景観条例指定区域 高さ基準図

## 凡例

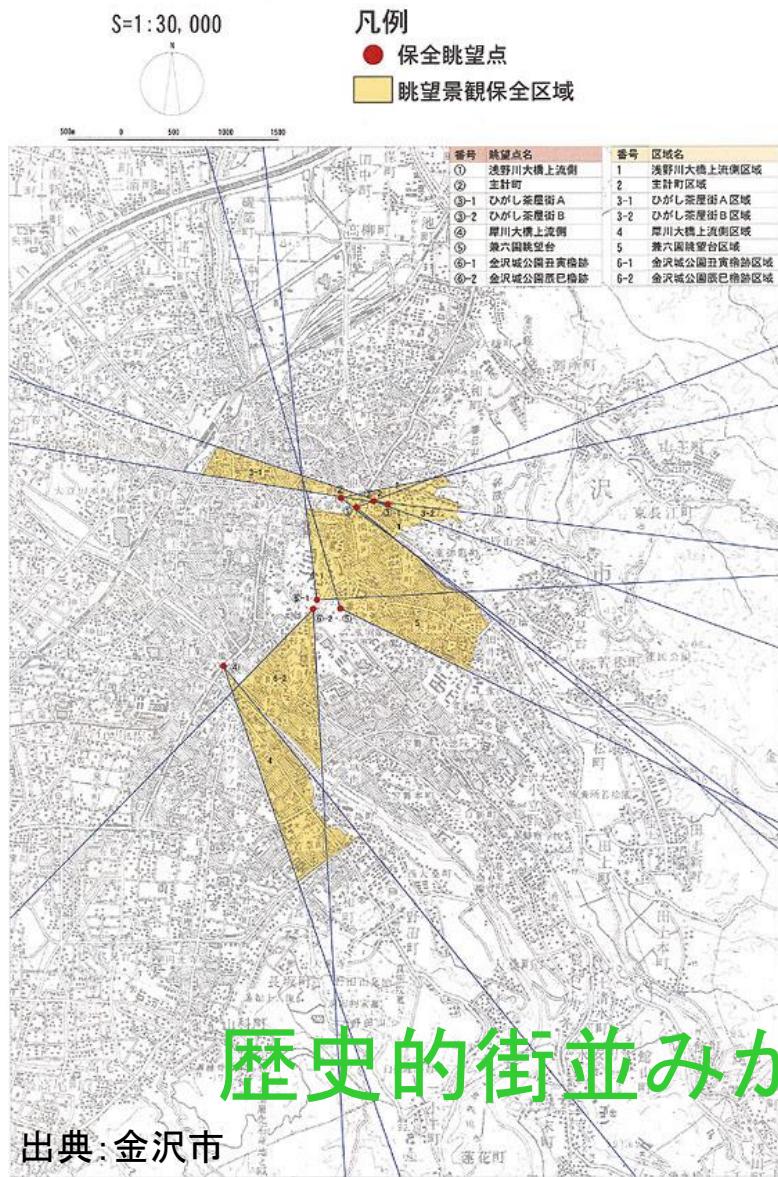
|       |       |
|-------|-------|
| 8m以下  | 20m以下 |
| 10m以下 | 31m以下 |
| 12m以下 | 45m以下 |
| 15m以下 | 50m以下 |
| 18m以下 | 60m以下 |

H17 高度地区(都市計画)決定



山側

## ■ 金沢市の事例(金沢市眺望景観保全区域)



金沢らしい景観の保全・育成

中高層建築物の新築は市長に協議



歴史的街並みから眺める山の緑を残す

## ■ 金沢市の事例(金沢市眺望景観保全区域)



景観シュミレーションを  
実施

出典:金沢市

兼六園眺望台から



## ■ 横須賀市の事例(景観形成基準)



中央公園眺望点  
標高55.0m

高さの  
最高限度

23.0m



中央公園から  
東京湾の眺望  
を確保

# 嵐山 背景が市街地だったら絵にならない



写真提供：京都館（撮影：横山健蔵）

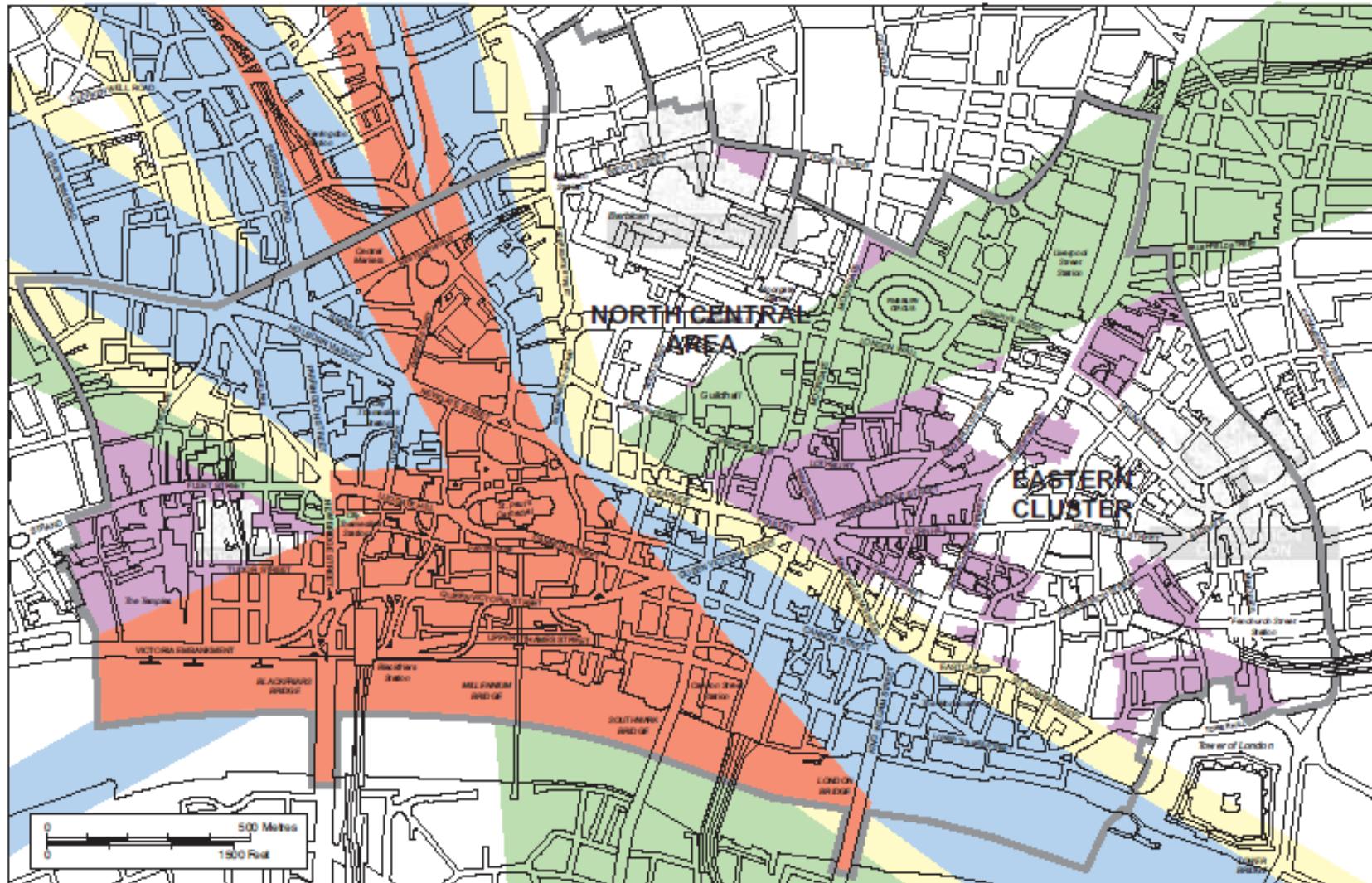
## 海外事例 ロンドン市



### (3) 実現のための施策と手段(眺望景観保全のとりくみ)



# ロンドン・シティ の歴史的環境保全施策



St Paul's Strategic Views

Viewing Corridors

Wider Setting Consultation Areas

Background Consultation Areas

St. Paul's Heights Control Area

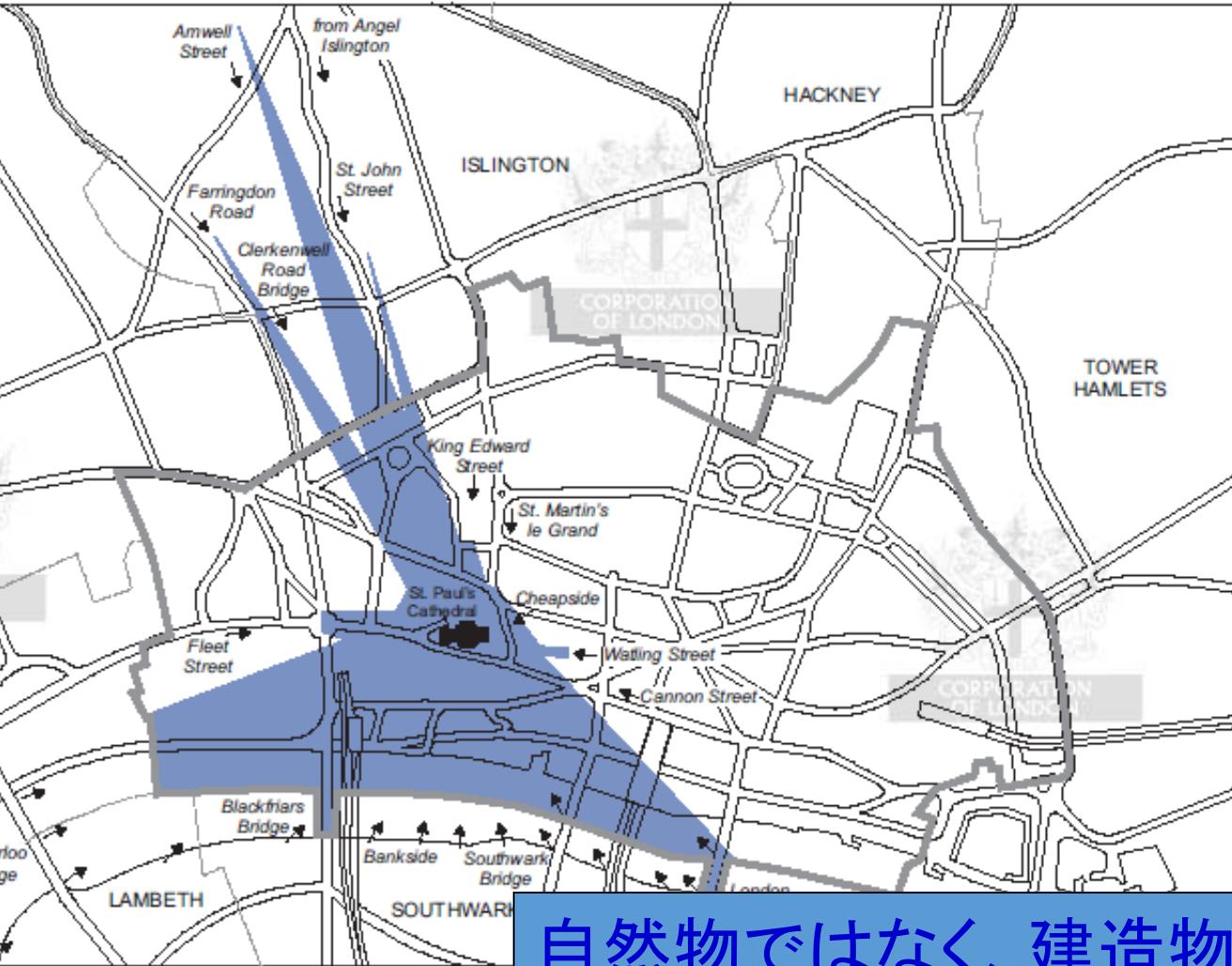
Conservation Areas

Remaining areas considered sensitive  
to high buildings; see paragraph 10.24

© Crown copyright. All rights reserved. 087254 - 2002

City of London Unitary Development Plan 2002  
Map 10.1 High Buildings  
Considerations

# ロンドン シティの歴史的環境保全 —セントポール大聖堂の眺望確保 建築物の高さを規制—



自然物ではなく、建造物  
を見るようにする

## ■ 水辺の保全・再生のとりくみ



### (3) 実現のための施策と手段(水辺の保全・再生のとりくみ)



国土交通省



写真:金沢市HP



写真:金沢市HP

まち中の用水を保全・再生(金沢市)

# 本日お話ししたこと

1. 都市の個性～歴史・文化は、人々の知識や経験、価値観、文化や歴史的背景に基づき認知・評価さる。「風景」「景観」の役割は大きい
2. 景観政策とは、そこに住まう人々が愛着や誇りのもてる空間づくりを目的とするもの
3. 目指すべきは、国民の7～8割が「良し」とする風景。日本の場合、町周辺の自然と一体となつた風景の素晴らしさが評価される傾向
4. 実現にあたっては、地域の発意と熱意、政策手段の的確な適用、行政・市民・企業の協働が不可欠

# 関係制度の構築

明治・大正期～昭和初期

大戦前後

復興・高度経済成長期

バブル

バブル崩壊後

## 文化・美的価値の尊重



皇居周辺  
(旧美観地区)

1919  
旧都市計画法  
(風致地区)

1919  
市街地建築物法  
(美観地区)

1911  
広告物取締法

建築物等

自然  
1873  
太政官布達  
• 公園制度の始まり

緑

歴史文化  
1871  
古器旧物保存法

1897  
古社寺保存法

1931  
国立公園法

1929  
国宝保存法

## 高度経済成長期に伴う乱開発への対応

1950  
建築基準法  
(建築協定)

1949  
屋外広告物法

1957  
自然公園法

1966  
古都法  
都市化の進展に伴う歴史的環境の破壊への対応

1950  
文化財保護法

1968  
新・都市計画法  
1970  
都計法改正  
(百尺制限  
→容積率)

超高層建築等の計画  
近代建築の取り壊しによる景観・美観論争  
(例: 京都タワー)

1973  
都市緑地保全法

1975  
文化財保護法改正  
(伝建地区)

## 景観法による総合行政 文化価値の拡張

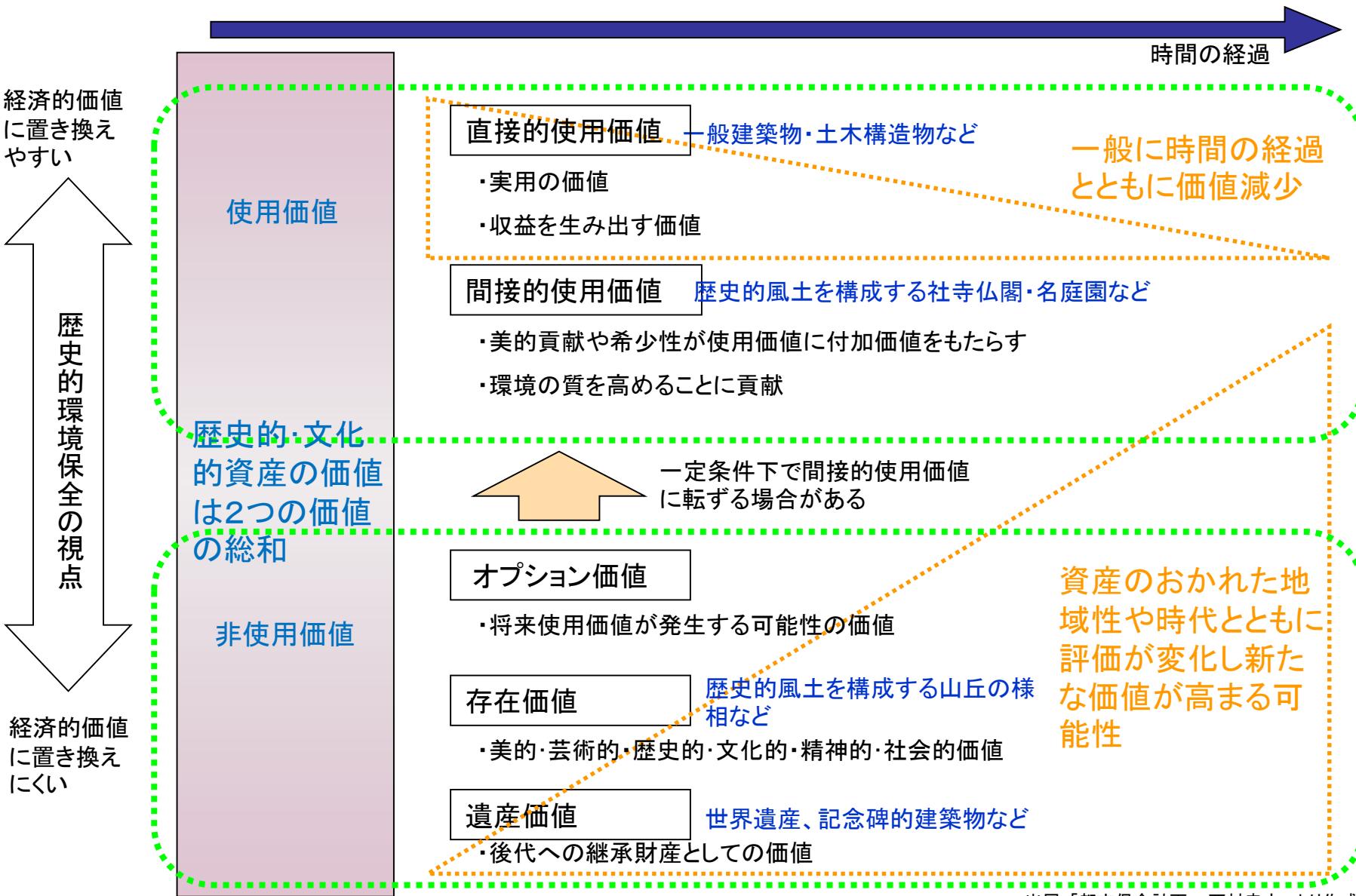
・自治体の独自条例  
・計画策定が盛んに

2004  
景観・緑3法

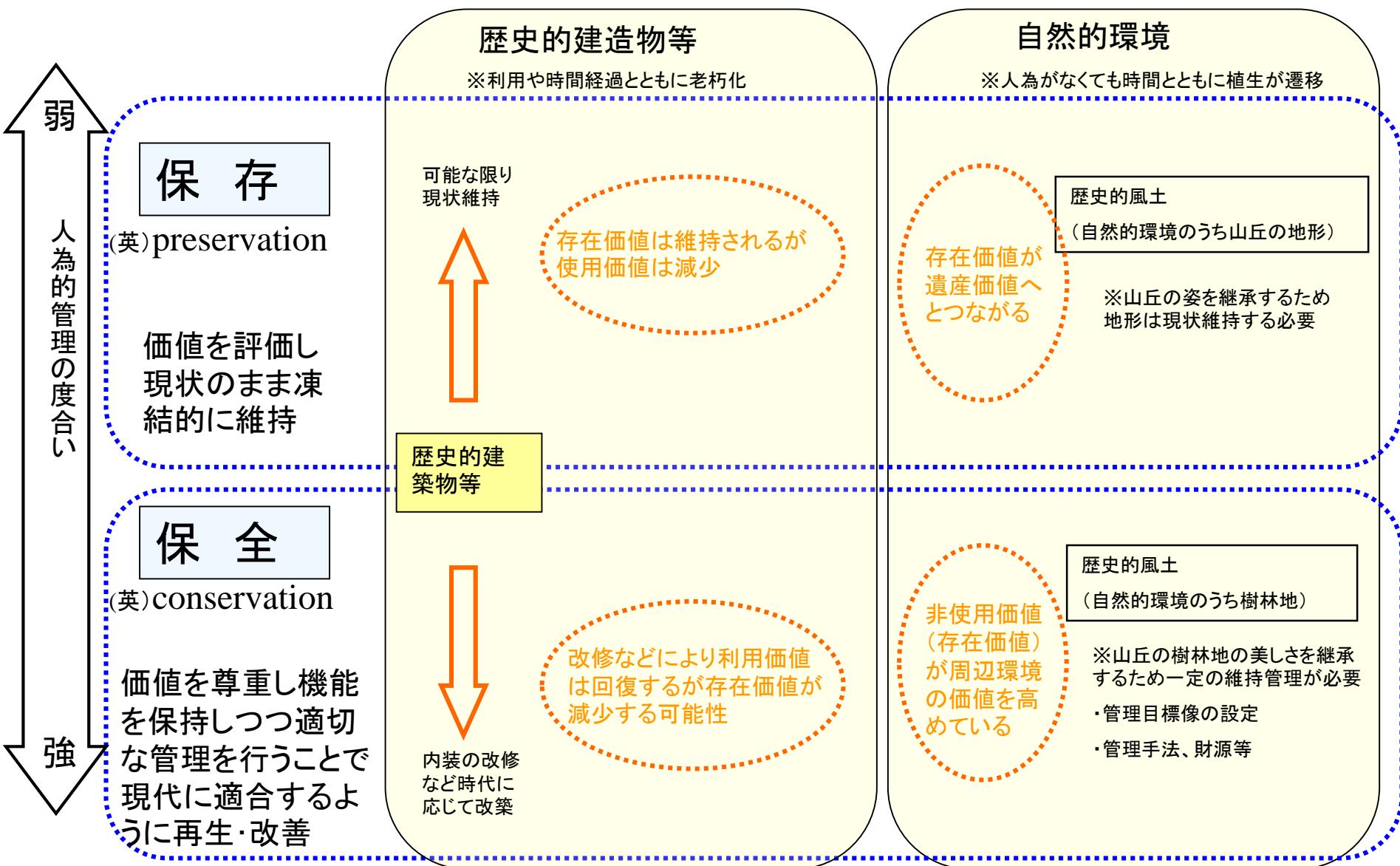
2008  
歴史まちづくり法

2004  
文化財保護法改正  
(文化的景観)

## ①「使用価値」と「非使用価値」



## ②歴史的・文化的資産の「保存」と「保全」の考え方



# 風致地区制度（T8）の経緯

## 旧都市計画法（T8）で風致地区制度を位置づけ

第10条 都市計画区域内ニ於テハ(中略)必要ト認ムルトキハ風致又ハ風紀ノ維持ノ為特ニ  
地区ヲ指定スルコトヲ得。

地区内の工作物の新築、改築、増築もしくは除却、土地の形質の変更、竹木土石の類の採取等について、地方長官が内務大臣の認可を受けて禁止、制限ができることになった。

その後明治神宮（S1）での風致地区指定、京都で風致地区指定（S5）がなされ全国に広まる。

## 風致地区決定標準（S8）制定

風致地区の決定の考え方が定められる。

**戦時特例（S18）** 木材供出のため、風致地区の取締を一時中断。

## 新都市計画法制定（S43）

第9条 21 風致地区は、都市の風致を維持するため定める地区とする。

## 風致地区政令（S44）・都市局長通知（S45）

- 都道府県知事が政令に基づく条例により、風致地区内の許可の基準を定め、行為の許可事務を実施。
- 建築物等の色彩の変更を許可対象に追加。
- 建ぺい率、高さについて許可基準を定める。

## 風致地区政令改正（H13）

- 廃棄物の堆積等を許可対象に追加
- 平成26年度末現在で全国762地区、約170,298haが指定。



京都市  
東山風致地区

# 風致地区における風致概念とその指定対象

## 制度創設時の目的

風致地区ハ史蹟、名勝、天然記念物等ヲ保存スル目的ヲ以テ指定セラルモノデアッテ之ヲ自然ノ儘ニ放任スルトキハ土工ヲ加ヘ又ハ其土地ニ相応セザル建築物等ヲ建築シテ為ニ風致ヲ損シ歴史的価値ヲ滅殺スルニ至ルコトヲ虞レタル結果此ノ制度ガ生マレタノデアル。

(内務省都市計画局著 都市計画法釈義 T11)

## 風致概念について

風致とは趣きで、(中略)多く慣用として自然の山川草木を対象として使用されて居る。風は多く自然を意味し、風の極致たる解釈を多くす。今は先ず「山川草木の景乃至其等が添景を与える趣」と解釈しておく。(中略)歴史的感興をさまざまと想起しうる素因の対象物も亦風致と認められる。

(北村徳太郎 風致地区について(其三)「都市公論」S2)

## 風致地区決定標準(S8)における指定対象

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| イ 季節ニ応ズル各種ノ風景地          | 二 樹木ニ富メル土地              |
| ロ 公園、社寺苑、水辺、林間、其ノ他公開慰楽地 | ホ 眺望地                   |
| ハ 史的又ハ郷土的意義アル土地         | ヘ 前各号ノ附近地ニシテ風致維持上必要アル地帯 |



## 都市計画運用指針(H13)における指定対象

- |   |
|---|
| ア 樹林地若しくは樹木に富める土地(市街地を含む。)であって、良好な自然的景観を形成しているもの。           |
| イ 水辺地(水面を含む。)、農地その他市民意識からする郷土意識の高い土地であって、良好な自然的景観を形成しているもの。 |

# 伝統的建造物群保存地区(S50)

歴史的な町並みの景観保全については、文化財保護法の改正により、「伝統的建造物群保存地区」の制度を創設(昭和50年)。

うち、我が国にとって価値が特に高いものを、国が選定し、文化財の一つとして、手厚く保全。  
(H27.7.8現在、90市町村で110地区を指定)

## 伝統的建造物群（文化財保護法第2条）

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

## 伝統的建造物群保存地区（文化財保護法第142条 都市計画法第8条）

- ・伝統的建造物群及びこれと一緒にそれをなしてその価値を形成している環境を保存するため、(中略)市町村が定める地区

## 重要伝統的建造物群保存地区（文化財保護法第144条）

- ・文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。



京都市  
(祇園新橋)



岐阜県白川村  
(萩町)

# 世界遺産条約における文化的景観（H4）

## 世界遺産条約における文化的景観概念

- 平成4年(1992年)にユネスコの世界遺産委員会では、「世界遺産条約履行のための作業指針」の中に、文化的景観(Cultural Landscape)の概念を盛り込んだ。
- 作業指針第47項  
文化的景観は、文化的資産であって、条約第1条にいう  
「自然と人間との共同作品」(combined works of nature and of man)」  
に相当するものである。  
人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証する  
ものである。

## 我が国の文化的景観としての世界遺産の例(文化庁HPより)



紀伊山地の霊場と参詣道(H16)



石見銀山遺跡とその文化的景観(H19)

# 文化財としての文化的景観制度（H16）

景観法の制定にあわせ、文化財保護法の改正により、「文化的景観」制度が創設(平成16年)。うち、我が国にとって価値が特に高いものを、国が選定し、文化財の一つとして保全。(H27.10.7現在50地区を指定)

## 文化的景観（文化財保護法第2条）

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

## 重要文化的景観（文化財保護法第134条）

- ・文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。



近江八幡の水郷  
(近江八幡市)



蕨野の棚田  
(唐津市)

# 景観法(平成16年制定)の概要

## 基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。  
※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む。」

## 都道府県

全て

## 指定都市

全て

## 中核市

全て

## その他の市町村

都道府県知事と協議した場合

## 市町村

## 景観行政団体

(景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

## 景観計画(届出・勧告等を行う制度)

### 1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

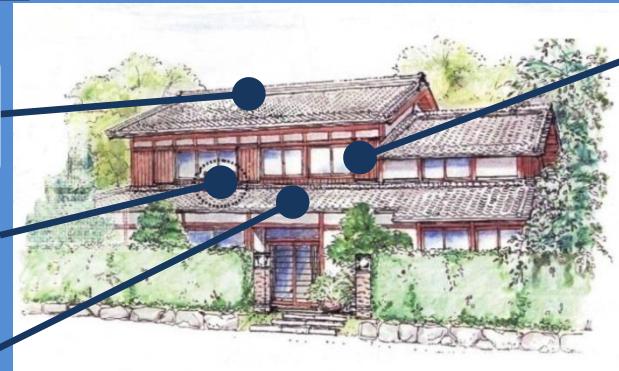
#### ① 形態意匠の制限(形態、色彩、材質など)

##### <制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4~5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

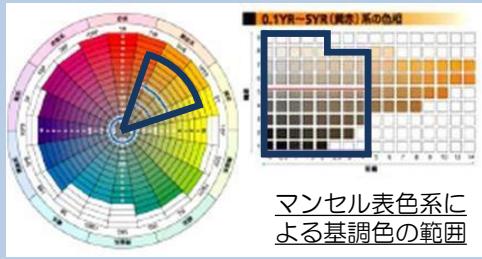
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



## 景観地区(都市計画制度)

### 1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参照)又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



#### ② 高さ、壁面位置など

##### 届出制度により誘導

(制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

### 2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

##### 認定制度により実効性確保

##### 建築確認などで実効性確保

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

## 景観重要建造物・樹木

景観上重要な建築物等を指定し積極的に保全  
(現状変更に対する許可制)

## 建造物



## 樹木



## その他、景観重要公共施設

景観協定、景観整備機構などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



# 景観法の施行状況の概要(平成29年3月時点)

<参考>全体は47都道府県、1,741市区町村  
(平成26年4月時点 総務省統計局)

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 景観行政団体      | 698団体 (45都道府県、 653市区町村) |
| 景観計画        | 538団体 (20都道府県、 518市区町村) |
| 景観重要建造物     | 492件 ( 2県、 84市区町 )      |
| 景観重要樹木      | 456件 ( 56市区町村 )         |
| 景観協定        | 106件 ( 3県、 46市町 )       |
| 景観整備機構      | のべ99法人 (14都道県、 55市区町村)  |
| 景観協議会       | のべ97組織 ( 1県、 54市町村 )    |
| 景観地区等       | 計172地区 ( 61市区町村 )       |
| 景観地区        | 45地区 ( 27市区町 )          |
| 準景観地区       | 6地区 ( 4市町 )             |
| 地区計画等形態意匠条例 | 121地区 ( 30市区町村 )        |

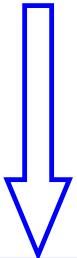
# 歴史まちづくり法の概要

「歴史的風致」とは（第1条）

- ①歴史上価値の高い建造物
- ②その周辺の市街地
- ③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動

} 一体となって形成してきた良好な市街地の環境

歴史まちづくりを進める市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」を国が認定（第5条～第11条）



- ・市町村からの申請を受け、国としての基本方針に基づき、国（文部科学大臣、国土交通大臣、農林水産大臣）が歴史的風致維持向上計画を認定
- ・計画には、歴史的風致維持向上の方針、重点区域、文化財の保存・活用、公共施設等の整備・管理等の事項を記載  
※重点区域は、核となる文化財（重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等）と、それと一緒に歴史的風致を形成する周辺市街地により設定（第2条第2項）

歴史的風致形成建造物（第12条～第21条）

- ・市町村が指定し、現状変更の届出勧告制、市町村等による管理代行等により、歴史的建造物を保全
- ・申出により、管理・修理について文化庁が技術的指導

法令上の特例措置（権限委譲・規制緩和）（第22条～第30条）

- ・都道府県管理の都市公園における公園施設の維持等に関する権限委譲
- ・電線共同溝整備道路に関する指定要件の緩和
- ・市街化調整区域内における開発行為の許可手続きの簡素化 等

歴史的風致維持向上地区計画

（第31条～第33条）

用途制限の特例により、歴史・伝統を活かした物品の販売や料理などを用途とする建築物等の立地を可能とする

歴史的風致維持向上支援法人

（第34条～第37条）

歴史的風致維持向上の取組の実施主体として申請のあったNPO法人等を市町村が指定

重点的な支援

各種事業による支援（補助対象拡大・国費率嵩上げ）

○街なみ環境整備事業

歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

○都市公園等事業

古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

○都市再生整備計画事業

交付率の上限を40%から45%へ嵩上げ、電柱電線類移設等を基幹事業に追加

# 「歴史的風致」とは

○法律における定義（歴史まちづくり法第1条）

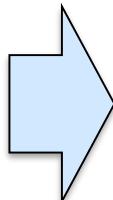
「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」

## 歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史  
及び伝統を反映した「人々の  
活動」＝人々の営み

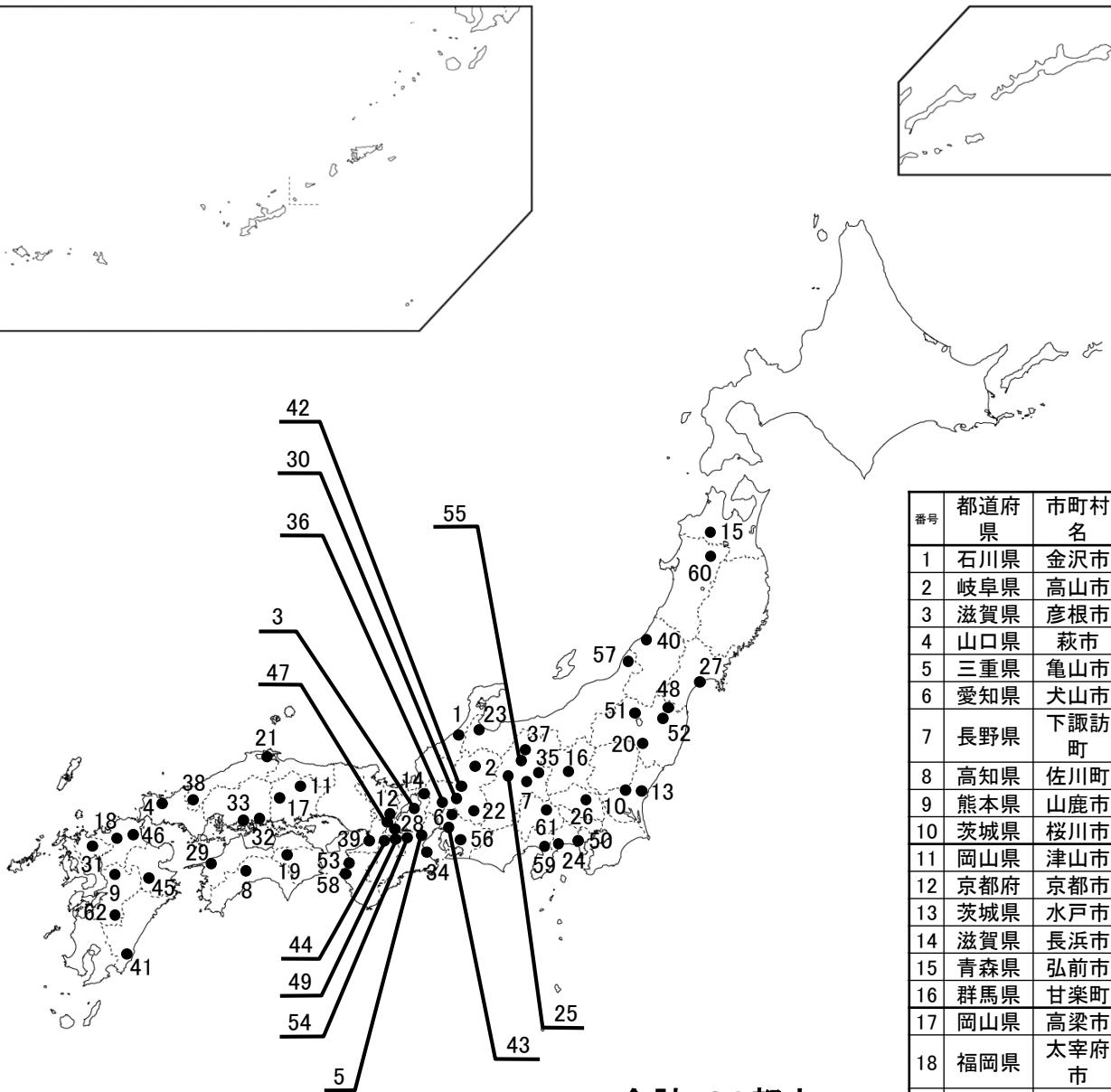
2. その活動が行われる「歴史上  
価値の高い建造物及びその  
周辺の市街地」

一体となって形成された良好な市街地の環境



三町重要伝統的建造物群保存地区と高山祭（岐阜県高山市）

# 歴史的風致維持向上計画認定状況



| 番号 | 都道府県 | 市町村名 | 認定日        |
|----|------|------|------------|
| 1  | 石川県  | 金沢市  |            |
| 2  | 岐阜県  | 高山市  |            |
| 3  | 滋賀県  | 彦根市  | H21. 1.19  |
| 4  | 山口県  | 萩市   |            |
| 5  | 三重県  | 龜山市  |            |
| 6  | 愛知県  | 犬山市  |            |
| 7  | 長野県  | 下諏訪町 | H21. 3.11  |
| 8  | 高知県  | 佐川町  |            |
| 9  | 熊本県  | 山鹿市  |            |
| 10 | 茨城県  | 桜川市  |            |
| 11 | 岡山県  | 津山市  | H21. 7.22  |
| 12 | 京都府  | 京都市  | H21.11.19  |
| 13 | 茨城県  | 水戸市  |            |
| 14 | 滋賀県  | 長浜市  | H22. 2. 4  |
| 15 | 青森県  | 弘前市  |            |
| 16 | 群馬県  | 甘楽町  | H22. 3.30  |
| 17 | 岡山県  | 高梁市  |            |
| 18 | 福岡県  | 太宰府市 | H22.11.22  |
| 19 | 徳島県  | 三好市  |            |
| 20 | 福島県  | 白河市  |            |
| 21 | 島根県  | 松江市  | H23. 2. 22 |
| 22 | 福井県  | 越前市  |            |
| 23 | 富山県  | 高岡市  |            |
| 24 | 神奈川県 | 小田原市 | H23. 6. 8  |
| 25 | 長野県  | 松本市  |            |
| 26 | 埼玉県  | 川越市  |            |
| 27 | 宮城県  | 多賀城市 | H23.12. 6  |
| 28 | 京都府  | 宇治市  |            |
| 29 | 愛媛県  | 大洲市  | H24. 3. 5  |
| 30 | 岐阜県  | 美濃市  |            |
| 31 | 佐賀県  | 佐賀市  |            |
| 32 | 広島県  | 尾道市  |            |
| 33 | 広島県  | 竹原市  | H24. 6. 6  |
| 34 | 三重県  | 明和町  |            |
| 35 | 長野県  | 東御市  |            |
| 36 | 岐阜県  | 岐阜市  |            |
| 37 | 長野県  | 長野市  | H25. 4.11  |
| 38 | 島根県  | 津和野町 |            |
| 39 | 大阪府  | 堺市   |            |
| 40 | 山形県  | 鶴岡市  | H25.11.22  |
| 41 | 宮崎県  | 日南市  |            |
| 42 | 岐阜県  | 郡上市  |            |
| 43 | 愛知県  | 名古屋市 | H26. 2.14  |
| 44 | 奈良県  | 斑鳩町  |            |
| 45 | 大分県  | 竹田市  |            |
| 46 | 福岡県  | 添田町  | H26. 6.23  |
| 47 | 京都府  | 向日市  |            |
| 48 | 福島県  | 国見町  | H27. 2.23  |
| 49 | 奈良県  | 奈良市  |            |
| 50 | 神奈川県 | 鎌倉市  | H28. 1.25  |
| 51 | 福島県  | 磐梯町  |            |
| 52 | 福島県  | 桑折町  | H28. 3.28  |
| 53 | 和歌山県 | 湯浅町  |            |
| 54 | 三重県  | 伊賀市  |            |
| 55 | 長野県  | 千曲市  | H28. 5.19  |
| 56 | 愛知県  | 岡崎市  |            |
| 57 | 新潟県  | 村上市  |            |
| 58 | 和歌山県 | 広川町  | H28.10. 3  |
| 59 | 静岡県  | 三島市  |            |
| 60 | 秋田県  | 大館市  |            |
| 61 | 山梨県  | 甲州市  | H29. 3.17  |
| 62 | 熊本県  | 湯前町  |            |

# 歴史的風致維持向上計画の認定意向のある市町村 (H29.3月現在)

## 認定意向あり63市町村

**斜体**: 事前相談中10市町

**太字**: 認定意向あり53市町村 (事前相談中除く)

認定済み62市町 (35府県) 計125市町村

**【北海道】 1市町村**  
北海道 寿都町

**【東北】 20市町村**

青森県 弘前市  
青森県 八戸市  
**岩手県 盛岡市**  
岩手県 零石町  
宮城県 多賀城市  
宮城県 塩竈市  
秋田県 大館市  
**秋田県 横手市**  
秋田県 仙北市  
山形県 鶴岡市  
福島県 白河市  
福島県 国見町  
福島県 磐梯町  
福島県 桑折町  
福島県 会津若松市  
福島県 喜多方市  
福島県 二本松市  
福島県 棚倉町  
福島県 柳津町  
福島県 下郷町

**【関東】 21市町村**

茨城県 桜川市  
茨城県 水戸市  
栃木県 宇都宮市  
栃木県 小山市  
栃木県 栃木市  
栃木県 下野市  
群馬県 甘楽町  
**群馬県 桐生市**  
埼玉県 川越市  
埼玉県 熊谷市  
千葉県 佐倉市  
千葉県 香取市  
神奈川県 小田原市  
神奈川県 鎌倉市  
山梨県 甲州市  
長野県 下諏訪町  
長野県 松本市  
長野県 東御市  
長野県 長野市  
長野県 千曲市  
長野県 上田市

**【北陸】 5市町村**

新潟県 村上市  
新潟県 佐渡市  
富山県 高岡市  
石川県 金沢市  
石川県 加賀市

**【中部】 21市町村**

岐阜県 高山市  
岐阜県 恵那市  
岐阜県 美濃市  
岐阜県 岐阜市  
岐阜県 郡上市  
岐阜県 関ヶ原町  
岐阜県 可児市  
静岡県 三島市  
**静岡県 摺川市**  
**静岡県 伊豆の国市**  
静岡県 浜松市  
静岡県 下田市  
静岡県 松崎町  
愛知県 犬山市  
愛知県 名古屋市  
愛知県 岡崎市  
愛知県 安城市  
愛知県 稲沢市  
三重県 亀山市  
三重県 明和町  
三重県 伊賀市

**【近畿】 19市町村**

福井県 若狭町  
滋賀県 彦根市  
滋賀県 長浜市  
滋賀県 大津市  
滋賀県 近江八幡市  
京都府 京都市  
京都府 宇治市  
京都府 向日市  
大阪府 堺市  
大阪府 貝塚市  
大阪府 泉佐野市  
兵庫県 上郡町  
奈良県 斑鳩町  
奈良県 奈良市  
和歌山県 湯浅町  
和歌山県 広川町  
**和歌山県 和歌山市**  
和歌山県 岩出市  
和歌山県 高野町

**【四国】 6市町村**

香川県 高松市  
徳島県 三好市  
愛媛県 大洲市  
**愛媛県 内子町**  
愛媛県 鬼北町  
高知県 佐川町

**【九州】 18市町村**

福岡県 太宰府市  
福岡県 添田町  
**福岡県 宗像市**  
福岡県 久留米市  
佐賀県 佐賀市  
佐賀県 鹿島市  
佐賀県 基山町  
**長崎県 長崎市**  
**長崎県 平戸市**  
長崎県 対馬市  
熊本県 山鹿市  
熊本県 湯前町  
熊本県 熊本市  
熊本県 八代市  
大分県 竹田市  
大分県 大分市  
宮崎県 日南市  
鹿児島県 南さつま市

**【沖縄】 4市町村**

沖縄県 うるま市  
沖縄県 竹富町  
沖縄県 北中城村  
沖縄県 読谷村

## 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議

訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標の設定とそのために必要な対応の検討を実施。

【議長】内閣総理大臣

【副議長】内閣官房長官、国土交通大臣

【構成員】副総理兼財務大臣、地方創生担当大臣、一億総活躍担当大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

(民間有識者)

|              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 石井 至         | 石井兄弟社（旅行ガイド出版社）社長         |
| 井上 慎一        | Peach Aviation（株）代表取締役CEO |
| 大西 雅之        | 鶴雅グループ代表                  |
| 小田 真弓        | 旅館 加賀屋 女将                 |
| 唐池 恒二        | 九州旅客鉄道（株）会長               |
| デービッド・アトキンソン | 小西美術工藝社社長                 |
| 李 容淑         | 大阪国際大学客員教授                |



〈議長：安倍内閣総理大臣〉

## 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議ワーキンググループ

【座長】内閣官房長官

【座長代理】国土交通大臣

【構成員】内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官  
内閣官房副長官補、関係省庁局長 等



〈座長：菅内閣官房長官〉

昨年3月30日 「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定

# 新たな目標値について

## 安倍内閣3年間の成果

戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワーク拡大など、大胆な「改革」を断行。

- |                                   | (2012年) | (2015年)    |
|-----------------------------------|---------|------------|
| ・訪日外国人旅行者数は、 <u>2倍増の約2000万人</u> に | 836万人   | ⇒ 1974万人   |
| ・訪日外国人旅行消費額は、 <u>3倍増の約3.5兆円</u> に | 1兆846億円 | ⇒ 3兆4771億円 |

## 新たな目標への挑戦！

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 訪日外国人旅行者数      | 2020年： <u>4,000万人</u><br>(2015年の約2倍)   | 2030年： <u>6,000万人</u><br>(2015年の約3倍)    |
| 訪日外国人旅行消費額     | 2020年： <u>8兆円</u><br>(2015年の2倍超)       | 2030年： <u>15兆円</u><br>(2015年の4倍超)       |
| 地方部での外国人延べ宿泊者数 | 2020年： <u>7,000万人泊</u><br>(2015年の3倍弱)  | 2030年： <u>1億3,000万人泊</u><br>(2015年の5倍超) |
| 外国人リピーター数      | 2020年： <u>2,400万人</u><br>(2015年の約2倍)   | 2030年： <u>3,600万人</u><br>(2015年の約3倍)    |
| 日本人国内旅行消費額     | 2020年： <u>21兆円</u><br>(最近5年間の平均から約5%増) | 2030年： <u>22兆円</u><br>(最近5年間の平均から約10%増) |

# 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上

地域固有の景観を、観光資源として「守り」、より魅力的に「育て」、まちづくりを通して「活用」する取組を強力に進めます。

## 目指すべき将来像

### 京都市

歴史的建造物の保全や景観法規制などの「守る」視点とあわせ、屋外広告物の適正化や地域との協働による街並み誘導などの「育て」「活用」する視点をもって、総合的に景観形成を推進。



屋外広告物の適正化が進んだ四条大通  
(2007年→2015年)

地域で組織する協議会の活動の様子

### 関門海峡（下関市・北九州市）

関門海峡固有の良好な景観形成を図るため、下関市及び北九州市では、**県境を越えて**関門景観協議会を組織し、**広域的な景観**のマスタープランを策定。

関門海峡を隔て、ゾーン毎に共通の景観ルールが定められている。



関門海峡



門司港の夜景

## 現状・課題および今後の対応

### 現状・課題

- 2015年9月末時点で、20都道府県、472市区町村において景観計画を策定。
- 観光地だけではなく、そこに至るルート沿い等を含めた、**広域的な景観形成が不十分**。
- 視線を遮る電柱や電線により、**美しさに欠ける風景**が都市や田園、世界遺産登録地など、各地に存在（日本の無電柱化率は、東京23区ですら7%と、欧米・アジアの主要都市と比べ著しく遅れている状況）。

### 今後の対応

- **2020年を目指し**、**主要な観光地**（原則として**全都道府県・全国の半数の市区町村**）で**景観計画を策定**。
- 目に見えるかたちでの景観形成を促進するため**モデル地区を選定し、重点支援**。
  - ・**行政界を越えた景観形成**を促し、観光サイン等のデザインの統一化等による**広域的な景観形成**を推進
  - ・**広域観光周遊ルート**内で「**都市周遊ミニルート**」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等を**パッケージで重点支援**
- 歴史まちづくり法の重点区域などで、無電柱化を推進
- 観光資源となっている**国営公園の魅力的な景観などを活用し、外国人向けガイドツアーの開催やWi-Fi環境の整備等を推進**

# 景観まちづくり刷新支援事業の創設

## 目的

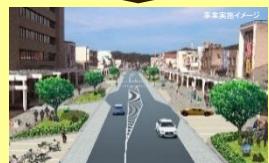
観光立国の実現のためには、地域固有の優れた景観や歴史的な建造物等を観光資源として保全・活用するとともに、人々が快適に移動することができるよう空間・環境づくりを推進することが重要である。そのため、景観の優れた観光資源の保全・活用による都市の魅力向上、経済の活性化を図るために、目に見える形での景観形成を促進するモデル地区を10地区指定し、集中整備により3年間でまちの景観を刷新する。

## 事業内容

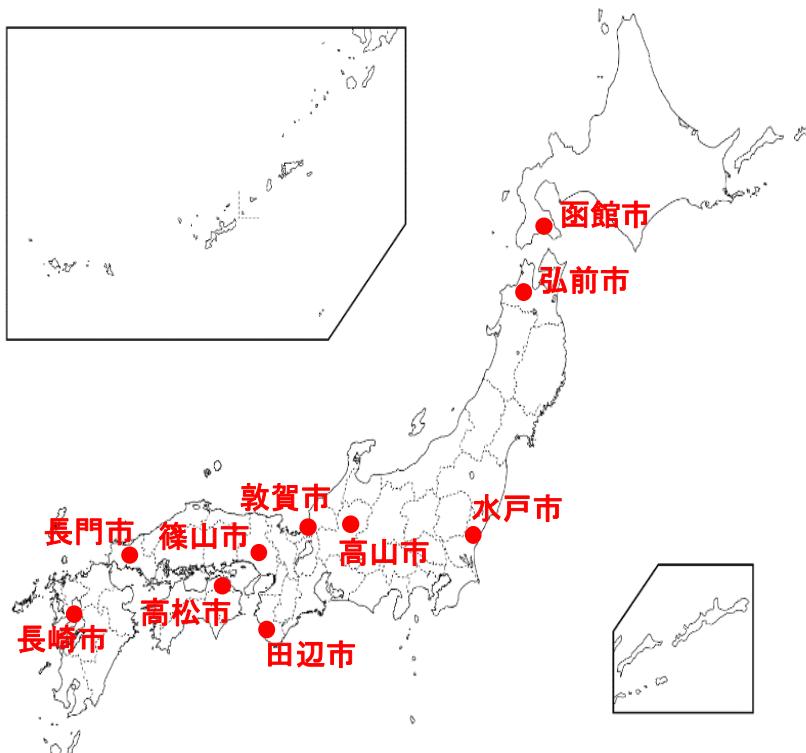
- ◆事業主体：地方公共団体又は地方公共団体を構成員に含む協議会
- ◆対象事業：国が指定した「景観まちづくり刷新モデル地区」内で事業実施主体が行う事業のうち、以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：予算の範囲内で各事業の1／2以内
- ◆事業期間：原則として3年間

### ■事業メニュー

- (1) 景観資源の保全・活用に関する事業  
(外観修景、歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、街路樹の整備 等)
- (2) 景観まちづくりに必要なインフラの整備  
(散歩道、広場、駐車場、交通結節点、視点場(展望台)の整備 等)



[景観刷新のイメージ]



[景観まちづくり刷新モデル地区を指定する都市一覧]